

# 更なる省エネ・非化石転換の促進 に向けた政策について

2026年6月26日

資源エネルギー庁

# 本日御議論いただきたい事項

- 中東情勢等により、世界的にエネルギー需給の不確実性が増している中で、エネルギーの使用の合理化・非化石エネルギーへの転換に向けて、新たに留意すべきことや、国が追加的に実施すべき施策として考えられることはあるか。支援と規制の一体的な推進に向けて、全体像をどのように描き、強化していくか。

※前回、委員からご指摘いただいた、①申請手続きの簡略化や、②各補助金の要件設定の最適化、③事例の充実化、④「デジタル・AI省エネ手引き」に関するアップデート等については、引き続き、事業の執行状況等も踏まえつつ、見直し等を検討する。

- エネルギー需給構造の強靱化に向けて、需要側（事業者や消費者等）や関連する企業（製造メーカー、販売会社等）が実施すべきことは何か。 省エネの徹底に加えて、非化石エネルギーへの転換（再エネ活用強化、電化・燃料転換等）の重要性が増しているが、更なる加速に向けて、1段階上の取組としてはどのような取組を促進すべきか。
- また、「省エネ・非化石転換」の周知方法についても工夫が必要。 ナッジ的な手法による省エネの呼びかけに加えて、「生産性向上」といった省エネ以外のメリットについても同時に理解を得る必要。 今後の広報活動として、どのような方法が効果的か。

**1. 省エネ・非化石転換の最近の動向**

**2. 強靱なエネルギー需給構造を目指した取組**

**<事業者関連>**

- **支援と規制の一体的な取組**
  - ① **エネルギーの使用の合理化**
  - ② **非化石エネルギーへの転換**
- **気づきを与える取組**

**<家庭関連>**

- **給湯機、エアコン、自動車、建築物省エネ法**

# 1. 省エネ・非化石転換の最近の動向

## 2. 強靱なエネルギー需給構造を目指した取組

### <事業者関連>

- 支援と規制の一体的な取組
  - ①エネルギーの使用の合理化
  - ②非化石エネルギーへの転換
- 気づきを与える取組

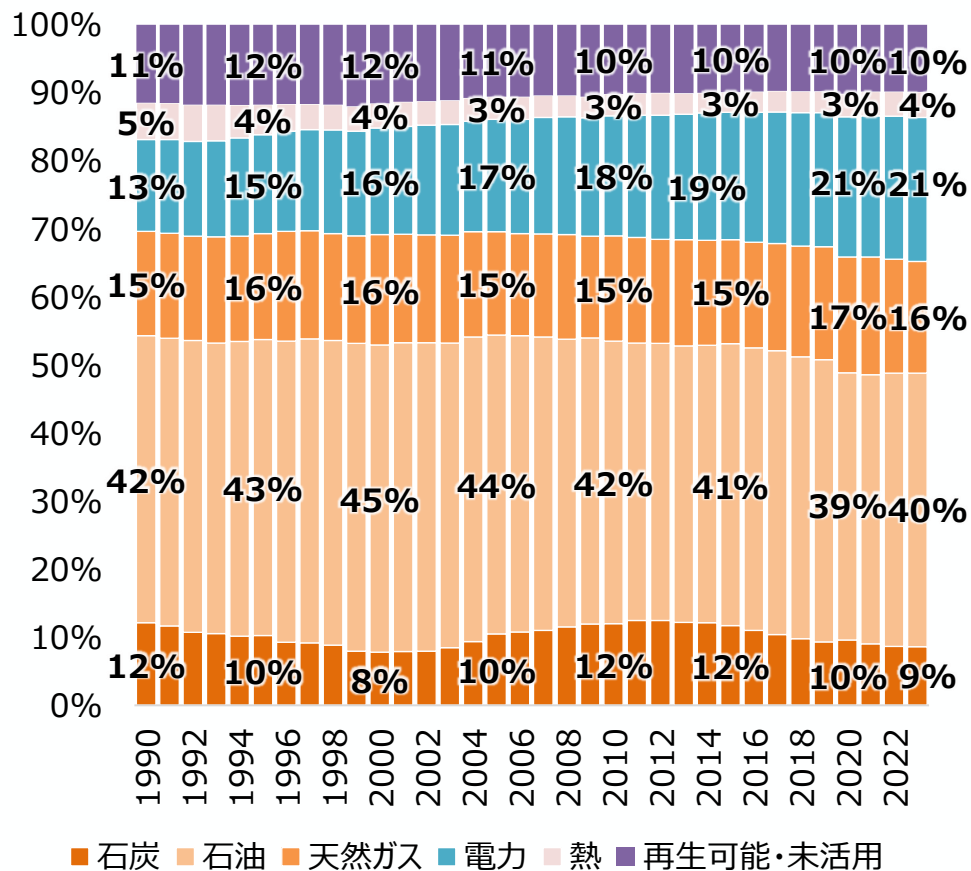
### <家庭関連>

- 給湯機、エアコン、自動車、建築物省エネ法

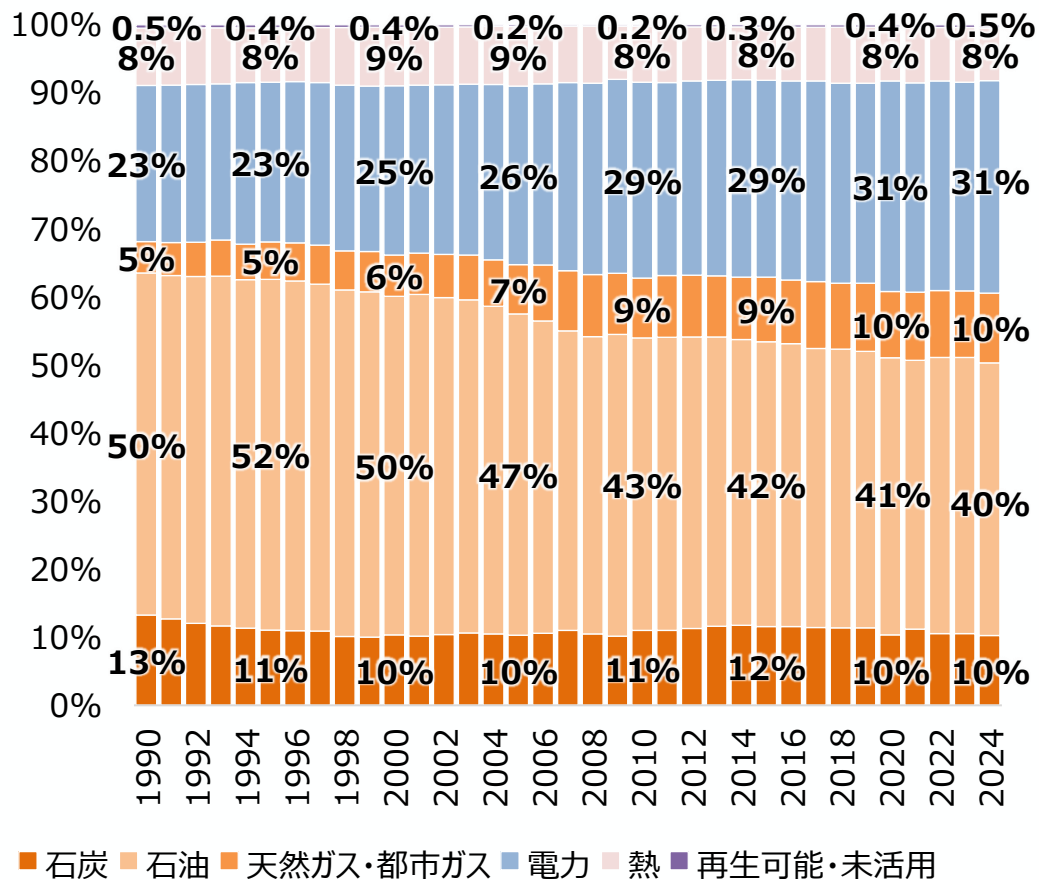
# 世界のエネルギー需要構造の変化

- 世界全体のエネルギー需要構造は徐々に電化が進む。
- 我が国においては、石油・石炭は減少又は横ばい（特に石油の減少が大きい）、ガス・電力については増加傾向（特に電力が増加傾向）。

## 世界の最終エネルギー消費量構成割合の推移



## 日本の最終エネルギー消費量構成割合の推移

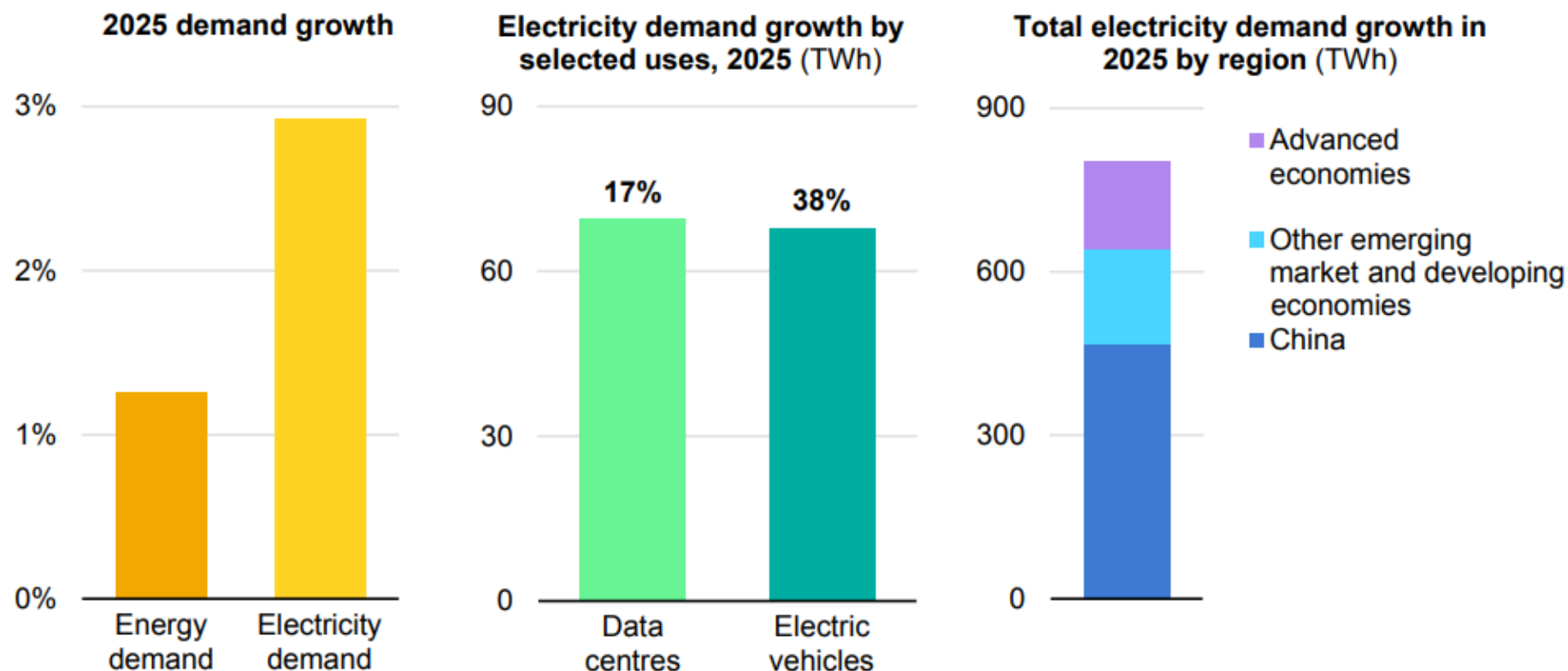


出所：IEA Energy Statistics Data Browser (Last updated on 10 June 2025) および総合エネルギー統計（2024年度確報版）より資源エネルギー庁作成  
 ※日本の最終エネルギー消費量の推移においては、原料等の利用を除く、エネルギー利用のみで作成。

# 世界の電力・エネルギー需要構造の変化

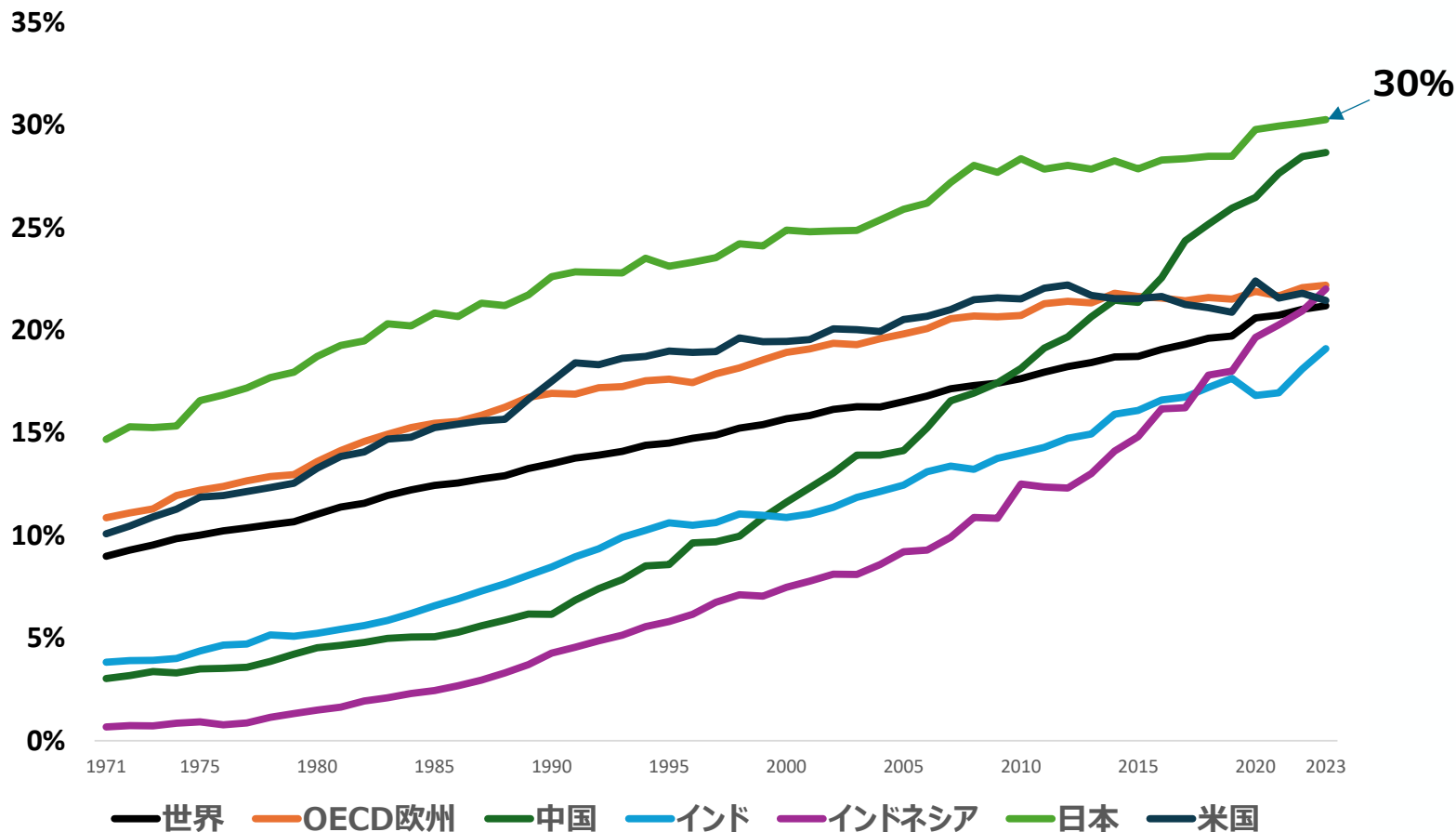
- 特に電力需要の伸びは世界的にも大きくなっている。データセンターやEVによる伸びが大きい。

## Energy and electricity demand growth, electricity demand growth by selected uses, and electricity demand growth by region, 2025



# 各国の電化比率の比較

- 世界的に電化比率は上昇傾向。特に中国において電化比率の伸びが大きい。
- 日本は世界に先駆けて電化が進み、世界でも高い水準を維持。** 2023年時点の日本の電化比率は30%。



# IEA「2026年エネルギー危機に対する政策対応トラッカー」

- IEAは、各種公表情報を元に、ホルムズ危機を踏まえた各国の政策対応について取りまとめたデータベースを公表（2026年3月30日から運用。随時更新）。
- 同データベースでは、①需要抑制策を講じた国、②消費者支援策を講じた国、③構造転換策を講じた国と整理したうえで、以下のとおり各国の対応の例を記載（以下の記載は、2026年6月12日時点）。

## ① 需要抑制策を講じた国

58か国・地域の需要抑制策を以下の主要6類型に整理。日本については、「『夏季の省エネルギーの取組について』の呼びかけ」との記載あり。

1. テレワーク・勤務形態の見直し（例：公共部門における在宅勤務の導入〔タイ、ベトナム等〕）
2. 空調温度規制（例：冷房温度の上限設定〔バングラデシュ、カンボジア等〕）
3. 政府活動の抑制（例：公務員の出張・移動制限〔タイ、ベトナム等〕）
4. 教育活動の調整（例：学校・大学の閉鎖や時短〔バングラデシュ等〕）
5. 国民への省エネ等呼びかけ（例：省エネキャンペーン〔オーストラリア、日本等〕）
6. 交通分野の制約（例：車両利用制限や燃料供給制限〔韓国、ベトナム等〕）

## ② 消費者支援策を講じた国

92か国・地域の消費者支援策を以下の4類型に整理。日本については、「補助金を通じた価格上限を導入」との記載あり。

1. 価格上限（例：キャップ制導入〔日本、韓国等〕）
2. 燃料補助金（例：ガソリン補助金〔フランス、韓国等〕）
3. 免税・減税（例：ガソリン税率引き下げ〔イギリス、ドイツ等〕）
4. その他（例：特定層への資金援助〔韓国、タイ等〕）

## ③ 構造転換策を講じた国

28か国・地域の構造転換策を以下の3類型に整理。日本については、「事業者の省エネ投資支援のための補助金を拡大」との記載あり。

1. エネルギー効率（例：省エネ設備への更新〔日本、イギリス等〕）
2. 電化（例：EV導入の促進〔フランス、イギリス等〕）
3. その他（例：太陽光発電導入の促進〔イギリス、インドネシア等〕）

# 中東情勢を踏まえた我が国の省エネ政策の方向性

高市早苗総理大臣 中東情勢を踏まえた令和8年度補正予算等についての会見（令和8年5月25日）

エネルギー需給構造を徹底的に強靱（きょうじん）化するため、GX（グリーン・トランスフォーメーション）を強力に推進いたします。原子力や再生可能エネルギーなど脱炭素電源を、現在の約3割から2040年度に最大7割程度を目指して上げていくとともに、**省エネ・非化石転換を進めて、化石燃料依存の低減を図ってまいります。**

その上で、縮み志向に陥ることなく、ペロブスカイト太陽電池や、原子力、地熱発電など、我が国が強みを持つ危機管理投資を通じて、日本のエネルギー需給構造を強靱化するだけでなく、世界共通の課題であるエネルギー制約を乗り越える製品、技術、インフラの海外展開を強力に推進いたします。「日本成長戦略」の中で、日本の勝ち筋を明らかにし、GXを日本の成長にしっかりとつなげてまいります。あわせて、**油価高騰の中でも事業活動をコストを抑えて継続するため、省エネが重要であります。経済対策として昨年措置した数千億円規模の予算を最大限活用して更に加速させます。** 出典：<https://www.kantei.go.jp/jp/105/statement/2026/0525kaiken.html>



赤澤経済産業大臣 閣議後記者会見（令和8年5月26日）

資源の乏しい我が国においては、エネルギーの安全保障や脱炭素の観点から、平時より毎年夏のエネルギー需要が増大する時期に省エネルギーの呼び掛けを行っています。今年も国民経済や生活に支障がない範囲で取組を行っていただくよう、光熱費や燃料費の具体的な削減効果も紹介しながら呼び掛けを行ってまいりますと思います。（中略）こうした足元の対策に加えて構造的な対策として、設備投資による省エネを促し、強靱なエネルギー需給構造に転換していくことが重要です。具体的には令和7年12月に設立した補正予算により、省エネ、燃料転換に向けた支援を約6,000億円規模で実施することとしており、こうした支援措置を最大限活用、強化し、企業の省エネ設備投資や家庭の断熱窓、高効率給湯器などの導入を加速してまいります。出典：<https://www.meti.go.jp/speeches/kaiken/2026/20260526001.html>



# 夏季の省エネの取組等

- 毎年、夏と冬のエネルギー需要が増大する時期に省エネの呼びかけを実施。2026年夏も、国民経済や生活に支障がない範囲で取組を行っていただけるよう、光熱費や燃料費の削減効果も紹介しながら、呼びかけを行う。
- また、我が国が強みとしてきた省エネを更に加速し、強靱なエネルギー需給構造に転換していく。令和7年12月に成立した補正予算により、省エネ・燃料転換に向けた支援を数千億円規模により実施。支援措置を最大限活用・強化しながら設備投資等を加速していく。

## 国民の皆様 夏季の省エネ

以下のような省エネの取組によって、**光熱費や燃料費の削減効果が期待できます。**  
(世帯あたり電気代/年 13万円、ガス代/年 5万円、ガソリン代/年 6万円) (注1)

### ①空調の省エネ対策

- 適切な温度設定 **省エネ効果 約5%**
- 目詰まりしたフィルターの清掃 **約2%**

### ②照明の省エネ対策

- 不要な照明は消す **約2%**
- リビングや寝室の照明の明るさを下げる **約3%**

### ③冷蔵庫の省エネ対策

- 冷蔵庫の冷やしすぎを避け「強一中」を避ける時間を減らし、食品を詰め込みすぎないようにする **約1%**

### ④テレビの省エネ対策

- テレビは省エネモードに設定し、画面の輝度を下げる、見ていない時は消す **約2%**

### ⑤給湯の省エネ対策

- 入浴は間隔を空けずに入る **約6%**
- お湯の出し過ぎに注意し、シャワー時間を短くする **約2%**

### ⑥エコドライブの実践 (注2)

- ふんわりアクセル(発進時は、緩やかに加速) **燃費改善効果 約10%**
- 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転とする **約2-6%**
- 減速時は早めにアクセルを離す **約2%**

(注1) 国土交通省「省エネポータルサイト」(注2) 国土交通省「省エネポータルサイト」

経済産業省では、企業・家庭向けの省エネ支援を強化しています。企業には省エネ診断への更新や省エネ診断、家庭には高効率給湯器の導入などを支援しています。詳細は「省エネポータルサイト」をご覧ください。

省エネポータルサイト [検索](#)

## 事業者の皆様 夏季の省エネ

以下のような省エネの取組によって、**光熱費や燃料費の削減効果が期待できます。**  
電力最終消費の7割が事業者による電気使用、石油消費の4割が事業者による燃料消費です。(注1)

### ①空調の省エネ対策

- 適切な温度設定にする **約6%**
- 日中の日射を避けるために、ブラインド、カーテン、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する **約4%**
- 使用していないエリア(会議室、休憩室、廊下等)は、空調を停止する **約2%**

### ②照明の省エネ対策

- 可能な範囲で執務室や店舗エリアの照明を間引きする。(省エネ効果は照明を半分程度間引きした際の数値) **約13%**
- 使用していないエリア(会議室、休憩室、廊下等)は、消灯する **約3%**

### ③機器の省エネ対策

- 長時間離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする **約4%**

### ④エコドライブの実践 (注2)

- ふんわりアクセル(発進時は、緩やかに加速) **燃費改善効果 約10%**
- 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転とする **約2-6%**
- 減速時は早めにアクセルを離す **約2%**

### ⑤物流の効率化

- 荷物の積載効率を上げる **約2%**
- 顧客に対し、宅配ロッカーや置き配などの多様な受取方法を働きかける **約25%**

(注1) 国土交通省「省エネポータルサイト」(注2) 国土交通省「省エネポータルサイト」

経済産業省では、企業・家庭向けの省エネ支援を強化しています。企業には省エネ設備への更新や省エネ診断、家庭には高効率給湯器の導入などを支援しています。詳細は「省エネポータルサイト」をご覧ください。

省エネポータルサイト [検索](#)

## 今日の省エネが明日の競争力に!

【①設備更新による省エネ!】省エネ・非化石転換補助金

リストから選択して、**省エネ設備更新を回る取組**

補助率 **1/3** 補助上限 **1億円**

① 高効率空調 ② 高効率照明 ③ 高効率給湯器  
④ 高効率冷蔵庫 ⑤ 高効率洗濯機 ⑥ 高効率乾燥機  
⑦ 高効率エアコン ⑧ 高効率冷蔵庫 ⑨ 高効率洗濯機  
⑩ 高効率乾燥機 ⑪ 高効率給湯器 ⑫ 高効率エアコン

**電化や燃料転換を伴う機器の更新の取組**

補助率 **1/2** 補助上限 **3億円**

① 高効率空調 ② 高効率照明 ③ 高効率給湯器  
④ 高効率冷蔵庫 ⑤ 高効率洗濯機 ⑥ 高効率乾燥機  
⑦ 高効率エアコン ⑧ 高効率冷蔵庫 ⑨ 高効率洗濯機  
⑩ 高効率乾燥機 ⑪ 高効率給湯器 ⑫ 高効率エアコン

省エネ設備を組み合わせると**大規模な省エネ**を回る取組

補助率 中小 **1/2** 大 **1/3** 補助上限 **15億円**

【②専門家の助言による省エネ!】省エネ診断事業

省エネ診断の改善提案による省エネ効果は平均で**13%**にも! (費用は約3千円~)

事例(電気事業) **238万円/年削減** **21.4%削減**

- 空気圧縮機の低圧運転
- 配管の漏れの改善
- エアコンのバルス化

同合わせ先 省エネ診断 省エネ・非化石転換補助金

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 「省エネ診断 特設サイト」

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 「省エネ・非化石転換補助金 特設サイト」

〈家庭・オフィス向けの省エネリーフレット〉  
(2026年度夏季の例)

〈省エネ支援策パッケージチラシ〉  
(省エネ・非化石転換補助金/省エネ診断の例)

# 【参考】 代表的な省エネ・非化石転換の取組事例

- 中東情勢を踏まえて、世界の各地域で省エネや非化石転換（電化・燃料転換）の動きが加速。

## フランスが電化促進計画を発表



- 2026年4月23日、輸入化石燃料の依存度の低減を目的に、**22項目の電化計画を発表**。
- 運輸、建築、産業の各セクターを対象に、**電気自動車（EV）の利用拡大、家庭用暖房の近代化、石油・ガスから国産クリーンエネルギーへの転換の産業化**を通じて、**年間600億ユーロ以上**の化石燃料輸入コストを削減することを目指す。
- フランス政府は、**電化推進をエネルギー主権にとって重要な手段**と位置づける。

|                    | 2023年 | 2035年 |
|--------------------|-------|-------|
| 最終エネルギー消費に占める電力の割合 | 27%   | 38%   |
| 化石燃料への依存度          | 58%   | 29%   |

## 中国が省エネ3カ年計画を発表







- 中国国家発展改革委員会など中央5部門が2026年6月15日、**重点分野の省エネ化・低炭素化に向けた3カ年計画**を発表。
- 鉄鋼、アルミ、セメント、板ガラス、石油精製、エチレン、合成アンモニア、メタノール、石炭火力発電の**9業種が対象**。
- 先進設備の導入やエネルギー多消費の設備更新を推進**。中央政府による資金支援を強化し、条件を満たすプロジェクトには**投資総額の2割を補助**。
- 2028年末までに鉄鋼など8業種で**省エネベンチマーク**を満たす生産能力の割合を**平均20ポイント引き上げ**。
- これら取組により、**1億トン（標準炭換算）以上の省エネ効果**と、**2億トン以上のCO2排出削減**を見込む。

# 【参考】中東情勢を受けた主要国の動向

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第71回会合）より引用

- 中東情勢を受けたエネルギー供給への影響は、原油の中東依存度の高いアジアにおいて顕著。**短期での代替調達・需要抑制**や、**中長期的な備蓄構築に向けた検討**などの動きあり。
- 他方で欧州においても、中東情勢を踏まえたエネルギー安全保障強化の取組として、**再エネや原子力へのエネルギー移行を志向**。

|                 | 東南アジア    | 韓国    | 中国   | 欧州   | 米国            |
|-----------------|---|--|---|---|--|
| 原油中東依存度<br>(※1) | 比：95%、越：87%、星：53%、泰：64%、馬：77%、尼：22%   | 71%  | 48%   | 16%（EU全体）   | 8%   |
| 備蓄日数<br>(※2)    | 比：53日、越：30日、泰：61日、尼：23日（報道ベース）  | 202日（IEA基準）  | 120日（報道ベース）   | 独：123日、仏：121日、伊：140日（IEA基準）   | (※3)   |
| 影響              | <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料不足に伴う、石油製品の買いだめ等。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ナフサ等の供給懸念が顕在化。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>製油所の稼働率が低下。</li> <li>ガソリン価格の高騰等。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェット燃料やディーゼル等の供給懸念が顕在化。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン価格の高騰等。</li> </ul>                                    |
| 対応              | <ul style="list-style-type: none"> <li>短期的には需要抑制策を実施。</li> <li>中長期的には、備蓄強化に向けた検討の動きあり（比・越・尼等）。</li> <li>石炭火力発電活用の方針（比・泰等）。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>米国や中東からの代替調達の確保を実施。</li> <li>ナフサの輸出規制、ガソリン・軽油の輸出管理を実施。</li> <li>石炭火力・原子力発電活用の方針。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>石油製品の輸出制限を導入。アジア諸国向けに例外的に輸出を認める動きもみられる。</li> <li>最新の第15次5カ年計画で、石油・ガスの備蓄強化を明記。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き再エネや原子力へのエネルギー移行を志向（域内のエネルギー供給調整や中長期の電化・再エネ拡大を含む政策パッケージとして、「Accelerate EU」を発表）。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>IEA協調放出の一環で、戦略石油備蓄（SPR）からの1億7,200万バレルの放出を順次実施。</li> </ul> |

(※) 1. 原油中東依存度：World Bank, World Integrated Trade Solution; Energy Policy & Planning Office (EPPO), Ministry of Energy (Thailand); IEA, Oil Information 2025より2023年データ、2. 備蓄日数：Oil stocks of IEA countries in days of net importsより2026年2月データ、または報道に基づくもの、3. 米国は石油の純輸出国であり、純輸入量を元にした備蓄日数は算出不可。

# 第7次エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定） を踏まえた省エネ施策の全体像

## 目標

- 2040年に向けて、まずは2030年度エネルギー需給見通し等で示した具体的施策を着実に実行。
- その上で、施策の進捗状況などを確認しながら、技術革新の水準や、国際情勢、DXやGXの進展状況などを総合的に踏まえ、必要な施策の更なる具体化や見直しに取り組んでいく。

## 方向性

- 今後、需要サイドの取組として、徹底した省エネルギーに加え、電化や非化石転換が占める割合も今まで以上に大きくなる。
- 脱炭素化等に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく、経済合理的な対策から優先して導入。

### 徹底した省エネ

- 経済活動を低下させることなく省エネを進める。
- DXやGXの進展による電力需要増加への対応（データセンター等）
- 更なる省エネのため、非連続的な技術開発・取組強化
- 多くの中小企業や家庭にとって脱炭素の取組の「第一歩」は省エネ。省エネを契機として脱炭素を促進。

### 電化・非化石転換

- 電化を進めつつ、電化が困難な分野を中心に、天然ガスなどへの燃料転換や、水素等やCCUSなどの活用を進める。
- エネルギー多消費産業を中心として、抜本的な製造プロセス転換のため、設備投資やサプライチェーンの構築等を計画的に進める。
- デマンドレスポンス（DR）の促進と一体的に進めていく。

## 支援

設備更新支援、省エネ診断、技術開発支援、人材育成、支援体制の構築 等

↑ ↓ 支援と規制を一体的に取り組む

## 規制

トップランナー制度、目標設定、定期報告、情報開示、遵守基準の設定 等

1. 省エネ・非化石転換の最近の動向

2. 強靱なエネルギー需給構造を目指した取組

<事業者関連>

- 支援と規制の一体的な取組
  - ①エネルギーの使用の合理化
  - ②非化石エネルギーへの転換
- 気づきを与える取組

<家庭関連>

- 給湯機、エアコン、自動車、建築物省エネ法

# 支援と規制を一体とした省エネ・非化石転換の推進

- 徹底した省エネに向けては、支援と規制を一体的に進めていくことが重要。
- 具体的には、GX予算も活用した支援措置により初期需要を創出しながら、普及拡大に向けて、国が目標等を示し事業者が取組を進める措置等（省エネ・非化石転換法に基づく制度）を進める。
- 特に中小企業は、何をすれば良いのか分からない企業も多く、「気づきを与える」取組も重要。

## 設備更新支援

- 市場の創出・拡大（数千億円規模の投資促進）
  - ・ 省エネ・非化石転換補助金
    - 【国庫債務負担行為含め総額2,450億円】
    - － 省エネ設備への更新を支援
    - － 電化・燃料転換のための設備更新を支援
    - － EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入支援

支援・規制  
一体的に  
取り組む

## 気づきを与える

- 専門家・金融機関・サプライチェーンとの連携
  - ・ 省エネ診断（専門家が中小企業に省エネ提案）
  - ・ 省エネ・地域パートナーシップ（地域の金融機関が中小企業の省エネをサポート）
  - ・ サプライチェーン連携事業（下流の大企業が上流の中小企業に知見を共有等）

## 規制（省エネ・非化石転換法）

- 国が目標・目安を示し、事業者が取組を進める
  - ・ エネルギー使用者の省エネ
    - － 国が示す目標等を踏まえ、省エネ・非化石転換に関する中長期計画の作成、エネルギー使用状況の報告
  - ・ 設備メーカーの省エネ
    - － 国が示した目標年度までに省エネ性能向上（トップランナー制度）
- 時代の要請に応じた追加措置（具体的な事例）
  - ・ データセンターの省エネ
    - － データセンター業の満たすべきエネルギー効率の提示、報告義務内容の拡充、その一部の可視化
  - ・ 工場における非化石転換（太陽光導入等）加速
    - － 屋根設置太陽光発電の設置余地等の報告義務化
  - ・ 住宅の更なる性能向上に向けた取組
    - － ZEHの新定義（GX ZEH）の認定制度の開始
    - － 住宅トップランナー制度の拡充（住宅メーカー等に、より高い省エネ住宅供給を促す仕組み）<sup>15</sup>

1. 省エネ・非化石転換の最近の動向

2. 強靱なエネルギー需給構造を目指した取組

<事業者関連>

- 支援と規制の一体的な取組

①エネルギーの使用の合理化

②非化石エネルギーへの転換

- 気づきを与える取組

<家庭関連>

- 給湯機、エアコン、自動車、建築物省エネ法

# 合理化“支援”の強化① 省エネ・非化石転換補助金

【概要：工場・業務用ビル等における省エネや非化石転換等を行う設備更新を支援】

|                        |  |   |   |
|------------------------|--|---|---|
| <p>(Ⅰ)<br/>工場・事業場型</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組に対して補助</li> <li>補助率：<u>1/2 (中小)</u> 等</li> <li>上限額：<u>15億円</u> 等</li> </ul> | <p>(Ⅱ)<br/>電化・脱炭素燃転型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電化や、燃料転換を伴う機器への更新を補助</li> <li>補助率：<u>1/2</u> 等</li> <li>上限額：<u>3億円</u> 等</li> </ul> | <p>(Ⅲ)<br/>設備単字型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リストから選択する機器への更新を補助</li> <li>補助率：<u>1/3</u> 等</li> <li>上限額：<u>1億円</u> 等</li> </ul> |
|------------------------|--|---|---|

【強化策：令和4年度から令和7年度補正予算における措置】

令和4年度補正 ○国庫債務負担行為により、最大4年間の設備更新について申請可能とする。

令和5年度補正 ○電化や非化石転換等を促進するⅡ類型（電化・脱炭素捻転型）を追加  
○「3年間で7,000億円規模の予算を措置」として、事業者の予見性を確保

令和6年度補正 (Ⅰ) ・Ⅲ類型の省エネ設備（リスト）の組み合わせによる申請を可能とする  
・中小企業投資促進枠（中小企業に対する省エネ要件の見直し）を追加  
(Ⅱ) ・中小企業のみ工事費を補助対象に追加  
○金融機関と連携し、中小企業を支援する省エネ・地域パートナーシップを開始

令和7年度補正 (Ⅰ) ・サプライチェーン連携で申請する枠の追加（4者以上が連携して申請するスキーム）  
(Ⅱ) ・水素対応設備への改造について支援拡大  
・ガスタンクを補助対象設備として追加  
(Ⅲ) ・GXⅢ類型（トップ性能枠）の創設（新設の補助対象拡大や補助率引き上げ）  
・GXⅢ類型（メーカー強化枠）の創設（GX要件コミットのメーカー設備はGX予算枠も活用可）

# 合理化“支援”の強化② GXⅢ類型（トップ性能枠）の創設

- 省エネ効果の高い機器の更なる普及拡大に向けて、新たな類型（GXⅢ類型）を創設し、従来の支援水準を大きく上回る省エネ設備（トップ性能枠）等への支援を強化。
- 具体的には、第三者委員会にて、**①省エネの観点で革新性のある設備であること、②初期需要創出段階であること、③掛かり増し費用が生じていること等**を確認した設備については、以下の措置を実施。
  - ・設備更新における**補助率を強化（補助率1/3→1/2）**
  - ・これまで支援対象ではなかった**新設についても補助対象に（補助率1/5）**
- 令和8年度の公募開始前に第三者委員会を開催し、下記の①～⑤の設備を指定。

## ■GXⅢ類型（トップ性能枠）の補助対象設備一覧

### ①高効率空調

#### 省エネ基準

従来基準  
：トップランナー基準達成率102%以上

#### トップ性能基準

：トップランナー基準達成率107%以上  
・AI制御により**15%程度の性能向上**

省エネポテンシャル※：約173万kl



### ②高効率ボイラ

#### 省エネ基準

従来基準：ボイラ効率95%以上

トップ性能基準：ボイラ効率102%以上+台数制御により**10%程度の性能向上**

省エネポテンシャル※：約300万kl



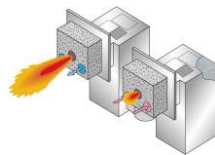
### ③低炭素工業炉

#### 省エネ基準

従来基準：炉効率最低20%以上

トップ性能基準：高効率バーナーの搭載により**30%程度の性能向上**

省エネポテンシャル※：約210万kl



出典：Daigasグループ ホームページ

### ④産業ヒートポンプ（中・高温）

#### 省エネ基準

トップ性能基準：高温帯ヒートポンプ（熱風・蒸気発生）はボイラ比で**250%程度の性能向上**

省エネポテンシャル※：約37万kl



### ⑤産業用モーター

#### 省エネ基準

従来基準：IE3 + インバータ

トップ性能基準：IE4以上により**約2.4%以上の性能向上**

省エネポテンシャル※：約500万kl



※省エネポテンシャル：市場に残存する設備をすべてトップ性能基準設備に置き換えた場合に想定される省エネ効果

# 支援と規制の一体的な推進のイメージ

- 省エネ・非化石転換補助金による支援を通じて、省エネ性能の高い設備の普及率の向上を目指す。
- この際、普及状況に応じた支援の強度の適正化をはかりつつ、規制と一体的に進めることで、普及拡大・一般化まで繋げることを目指す。
- 支援については、補助金卒業に向けたソフトランディングの枠組みを、また、規制については普及状況や企業の取組状況を踏まえた強化策を検討すべきではないか。

## 省エネ設備の普及に応じた支援措置（イメージ）

### ○フェーズ3（一般化）

普及率60%程度

■従来型Ⅲ類型（卒業準備）  
【2027年から追加検討】

### ○フェーズ2（普及拡大）

普及率35%程度

■GXⅢ類型（メーカー強化枠）  
・補助率1/3  
※省エネ設備メーカーに企業の成長計画の作成等を求める

### ○フェーズ1（初期需要創出）

普及率～15%程度

■GXⅢ類型（トップ性能枠）  
【今年度から追加】  
・補助率1/2  
・新設も補助対象  
※省エネ設備メーカーに企業の成長計画の作成等を求める

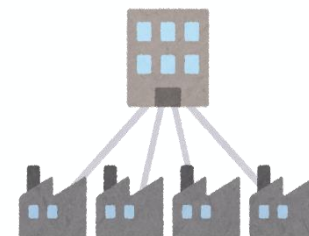
## 規制措置

＜対製造事業者等＞



省エネ・非化石転換法上のトップランナー制度により、目標年度・目標水準を設定し、省エネ機器の出荷を促す

＜対エネルギー使用者＞



省エネ・非化石転換法上の省エネ努力目標（エネルギー消費原単位の年平均1%改善、ベンチマーク水準の達成等）や非化石転換目標の目安の設定等により、設備更新等を促す

# (参考) 補助金による地域別総投資額及び省エネ量

- 令和4年度補正から令和6年度補正までの省エネ・非化石転換補助金にかかる地域別総投資額※については、**全国で約8,600億円の投資**が進んでいる。そのうち上位の投資額の地域としては、例えば、**中部ブロック2,287億円、関東ブロック1,954億円、近畿ブロック1,912億円の省エネ投資が進んだ。**
- その一方で、**九州ブロック、東北ブロックなどは当補助金による投資額が低い傾向**にあり、今後加速が必要。説明会の実施を重点的にすることに加えて、**金融機関と連携した省エネ・地域パートナーシップ**や、**下流の大企業と上流の中小企業の連携を促進するサプライチェーン連携事業**も活用しながら、強力に進めていく。

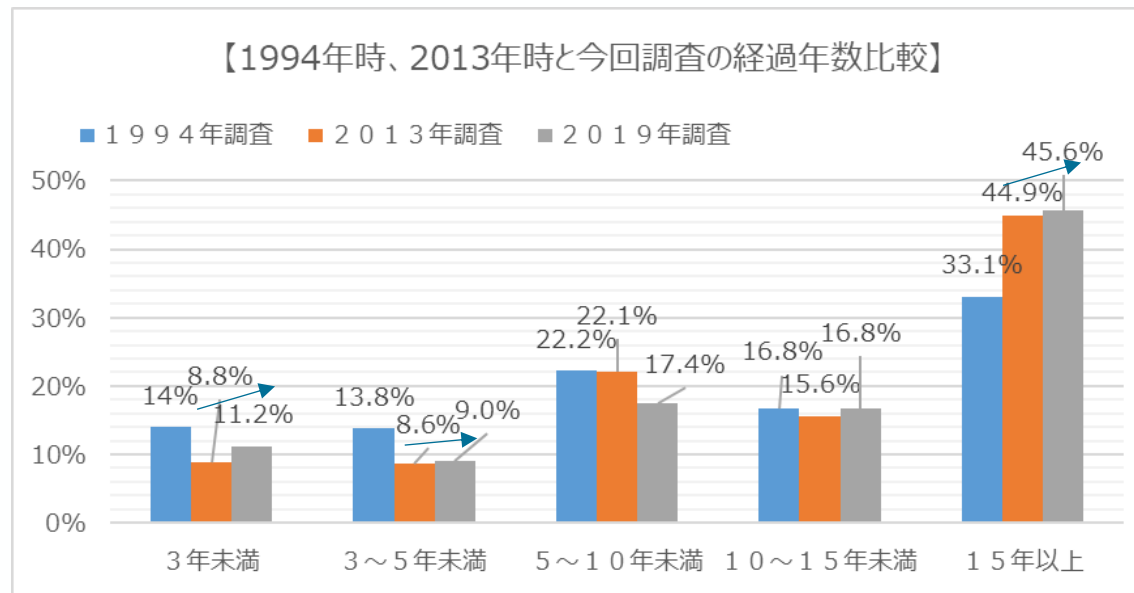
※ 総投資額は補助事業に要する経費（補助対象経費以外も含む）

## ■地域ブロック別省エネ・非化石転換補助金による省エネ効果

| 地域ブロック  | 採択件数  | 総投資額（億万円） | 省エネ量(万kl/年) | 非化石転換量（万kl） | 省エネ量 + 非化石転換量（万kl/年） |
|---------|-------|-----------|-------------|-------------|----------------------|
| 北海道ブロック | 224   | 288       | 1.19        | 0.19        | 1.38                 |
| 東北ブロック  | 637   | 511       | 2.01        | 0.05        | 2.07                 |
| 関東ブロック  | 1,895 | 1,954     | 9.75        | 0.36        | 10.11                |
| 中部ブロック  | 2,604 | 2,287     | 11.68       | 2.05        | 13.73                |
| 近畿ブロック  | 1,913 | 1,912     | 14.64       | 0.43        | 15.08                |
| 中国ブロック  | 620   | 823       | 6.89        | 0.04        | 6.94                 |
| 四国ブロック  | 338   | 279       | 0.13        | 3.22        | 3.36                 |
| 九州ブロック  | 748   | 495       | 2.44        | 0.90        | 3.34                 |
| 沖縄ブロック  | 31    | 48        | 0.23        | 0.00        | 0.23                 |

# 合理化“支援”の強化③ 老朽化設備への対応

- 日本機械工業連合会が2019年に実施した調査によると、導入から20年以上経過した老朽化設備が約35%、30年以上が約20%と高い状況。1994年・2013年の調査と比較すると、15年以上の老朽化設備の割合は上昇傾向。
- 省エネ機能の高い設備が開発・販売されている中で、設備の更新が進まない状況は、日本の産業競争力、エネルギー安全保障、脱炭素の観点で好ましくなく、対策の強化が求められるのではないかと。
- より効果の高い、複数の老朽化設備の一括更新を、どのように促すべきか。



出展：生産設備保有期間実態調査（2019年6月28日 一般社団法人 日本機械工業連合会）結果概要

# 合理化“支援”の強化④ 大規模省エネ設備の導入加速

- エネルギー需給構造の強靱化に向けては、大きな省エネポテンシャルのある大胆な設備更新も重要。他方で、初期費用が数百億円規模であり、省エネ・非化石転換補助金（上限は20億円程度）では十分な支援が行き届かず、導入が進んでいない可能性。今後、実態を調査しつつ、どのような強化策が求められるかの検討が必要ではないか。

## 大型投資の例①

<A社>

総投資額：約300億円

概要：既存設備を高効率ガスタービン・コージェネレーションに更新。省エネ・コストダウンによる競争力強化及び省エネ・CO2排出量削減を行いつつ、将来的には、脱炭素燃料（水素）の燃焼が可能な設備を導入し、脱炭素燃料への全量転換を図る。

省エネ量：約3万kl/年

## 大型投資の例②

<B社>

総投資額：約200～300億円

概要：自家発電用ボイラーを、他施設からの副生ガスと都市ガスを混焼可能な高効率ガスタービンへシフト。加えて、ガスタービン排熱を利用する排熱回収ボイラーを設置し、蒸気タービンへの蒸気供給を行うことにより、大規模な省エネを図る。

省エネ量：約5万kl/年

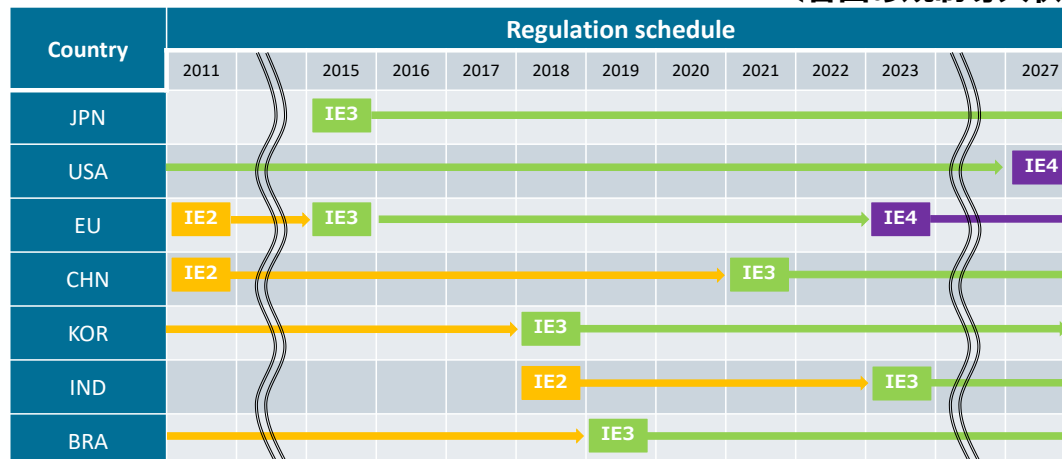
# 合理化“規制”の強化① 交流電動機の省エネ基準の見直し

- 交流電動機の現行省エネ基準（IE3）は、対象となる製造事業者等において達成済み。
- 国際的には一部の国でIE4規制の導入が開始されつつあるが、日本での導入は限定的。このため、日本においても、支援と規制の一体的な推進によりIE4の普及拡大を加速する。
- IE4のモーターは、GXⅢ類型（トップ性能枠）に指定済みであり、令和8年度から強力に支援。これに併せて、国内においてもIE4を念頭に新たな基準を検討。
- なお、IE4相当の新基準を導入した場合、**最大約285億kWh※1（原油相当で約635万kLに相当）の省エネ効果を得られる可能性※2。**
  - ※1 （一社）日本電機工業会による試算。具体的には2024年度における国内のストック台数のうち、IE3以外の機器を便宜上IE1相当と仮定し、全てIE4に置き換わる想定での試算。
  - ※2 民間企業の試算によると、IE3相当の機器がIE4相当に置き換わった場合、1台あたり約2.4%の省エネ効果が得られるケースがある。
- 具体的には、本小委員会に設置される三相誘導電動機判断基準ワーキンググループにおいて議論することを想定。

## <2015年度における平均達成率について>

| 集計の範囲 | 出荷台数<br>(台) | 加重平均<br>エネルギー消費効率<br>(%) | 加重平均<br>基準エネルギー消費効率<br>(%) | 達成の合否 | 達成率  |
|-------|-------------|--------------------------|----------------------------|-------|------|
| 全区分   | 1,009,512   | 89.0                     | 87.6                       | ○     | 101% |

## <各国の規制導入状況について※2>



●米国：2027年6月から一部出力帯（75kW～187.5kW）において先行してIE4相当の規制が開始予定。全面的（0.18kW～560kW）なIE4規制の開始時期は未定。

●欧州：2023年7月から一部出力帯（75kW～200kW）においてIE4規制が開始済み。全面的（0.12kW～1000kW）なIE4規制の開始時期は未定。

●中国：2026年6月現在、規制上の最低基準はIE3であるが、一部用途・出力帯においてIE4相当が推奨・政策的に誘導されている。

●インド：2026年6月現在、制度上の最低基準はIE2であるが、2023年頃から主要な出力帯においてIE3基準への対応・採用が進展している。全面的なIE3規制の開始時期は未定。

※2 各国における規制の導入開始時期については、一部の出力帯において規制を開始した時期を示している。

（出典）JEMA保有の情報を基に資源エネルギー庁作成

# 合理化“規制”の強化②：

## 取組停滞事業者への対応及びベンチマーク制度の見直し

- 省エネ・非化石転換法は、工場等のエネルギーの使用の合理化を促すべく、その取組を実施する際の目安となるべき判断基準を示すとともに、一定規模以上エネルギーを使用する事業者には、その合理化に関する中長期計画の作成やエネルギーの使用状況等の定期報告義務を課し、報告内容を踏まえたクラス分け評価や取組が著しく不十分な場合の指導・助言等を行うことで、事業者自らによる気づきと改善を促してきた。
- クラス分け評価では、5年度間平均原単位変化及びベンチマーク指標に着目し、エネルギーの使用の合理化に向けた事業者の中長期的な取組状況を評価している。
- しかし、定期報告対象事業者の中には、**5年度以上にわたり合理化の取組が停滞している事業者がおり、近年その数は増加傾向にある**。エネルギー需給構造の強靱化に向けた需要側施策として、こうした事業者に対し、省エネ・非化石転換法に基づく**合理化計画の作成指示等、制度的な対応の実施が必要ではないか【措置①】**。
- ベンチマーク制度について、2022年の法改正時において、エネルギーの定義や熱量換算係数は旧法のままとし、新法への対応には「3年程度の移行期間を設ける」としていたところ。今後、事業者によるエネルギーの使用の合理化状況を適切に評価すべく、**ベンチマーク制度におけるエネルギーの定義や熱量換算係数を順次新法に対応していくこととしたい【措置②】**。併せて、**達成率の高い業種を中心に、ベンチマーク指標及び水準の見直しを行っていく【措置③】**。
- いずれも、詳細は工場等判断基準ワーキンググループにおいて議論することを想定。

# 【参考】2025年度実績事業者クラス分け評価結果

- 2025年度報告では、前年度と比べて**Sクラス（優良事業者）の割合が増加**したものの（52.7→54.2%）、**Bクラス（停滞事業者）の割合も増加**（15.5%→16.6%）。

| Sクラス   | Aクラス  | Bクラス   | Cクラス  |
|--|---|--|---|
| <p>省エネが優良な事業者</p> <p>【水準】</p> <p>①努力目標達成※1又は、<br/>②ベンチマーク目標達成※2</p> <p>【対応】</p> <p>優良事業者として、経産省HPで事業者や連続達成年数を表示※3している。</p> | <p>省エネの更なる努力が期待される事業者</p> <p>【水準】</p> <p>省エネ支援策等に関する情報をメールで発出し、努力目標達成を推進している。</p> | <p>省エネが停滞している事業者</p> <p>【水準】</p> <p>①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度年比増加 又は、<br/>②5年間平均原単位が5%超増加</p> <p>【対応】</p> <p>注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施</p> | <p>注意を要する事業者</p> <p>【水準】</p> <p>Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分</p> <p>【対応】</p> <p>省エネ・非化石転換法第6条に基づく指導を実施</p> |

- ※1 努力目標：5年間平均エネルギー消費原単位又は5年度間平均電気需要最適化評価原単位を年1%以上低減すること。  
 ※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。  
 ※3 定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業者の公表・優遇措置の対象外として取り扱うことがある。

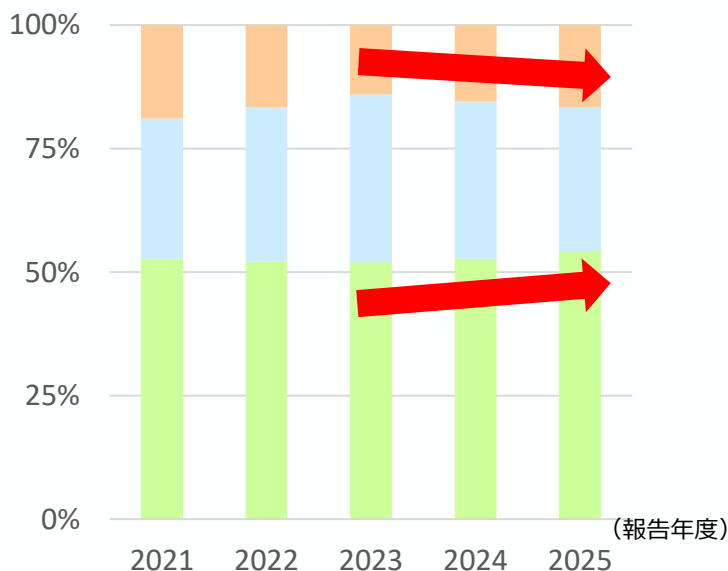
| <報告年度（実績年度）>      | Sクラス          | Aクラス          | Bクラス          | Cクラス |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|------|
| 2021（2016～2020年度） | 5,880者（52.6%） | 3,186者（28.5%） | 2,111者（18.9%） | 5者   |
| 2022（2017～2021年度） | 5,850者（52.1%） | 3,510者（31.3%） | 1,863者（16.6%） | 3者   |
| 2023（2018～2022年度） | 5,803者（52.0%） | 3,780者（33.9%） | 1,569者（14.1%） | 1者   |
| 2024（2019～2023年度） | 5,747者（52.7%） | 3,464者（31.8%） | 1,690者（15.5%） | 1者   |
| 2025（2020～2024年度） | 5,870者（54.2%） | 3,153者（29.1%） | 1,798者（16.6%） | 選定中  |

# 【参考】事業者クラス分け評価結果の推移

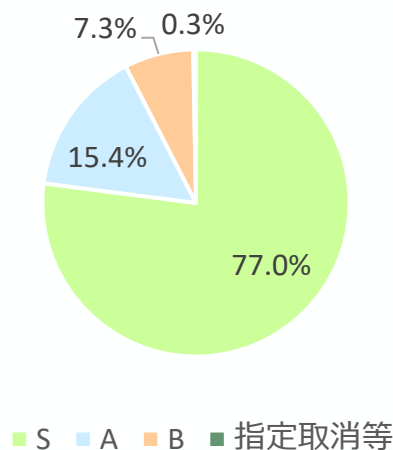
- 近年、Sクラス及びBクラスの事業者数割合はそれぞれ微増傾向。
- 2025年度報告において、
  - 2024年度報告Sクラス事業者のうち、77%がSクラス継続、15.4%がAクラス、7.3%がBクラスに転じた。
  - 2024年度報告Bクラス事業者のうち、16.1%がSクラス、36.0%がAクラスに転じ、47.4%がBクラス継続。

クラス別事業者数割合の推移

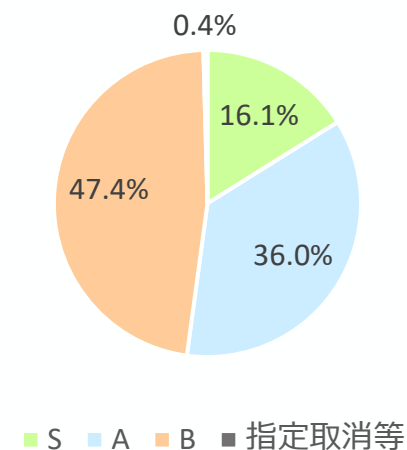
■ S ■ A ■ B



2024年度Sクラス事業者の2025年度クラス分け結果



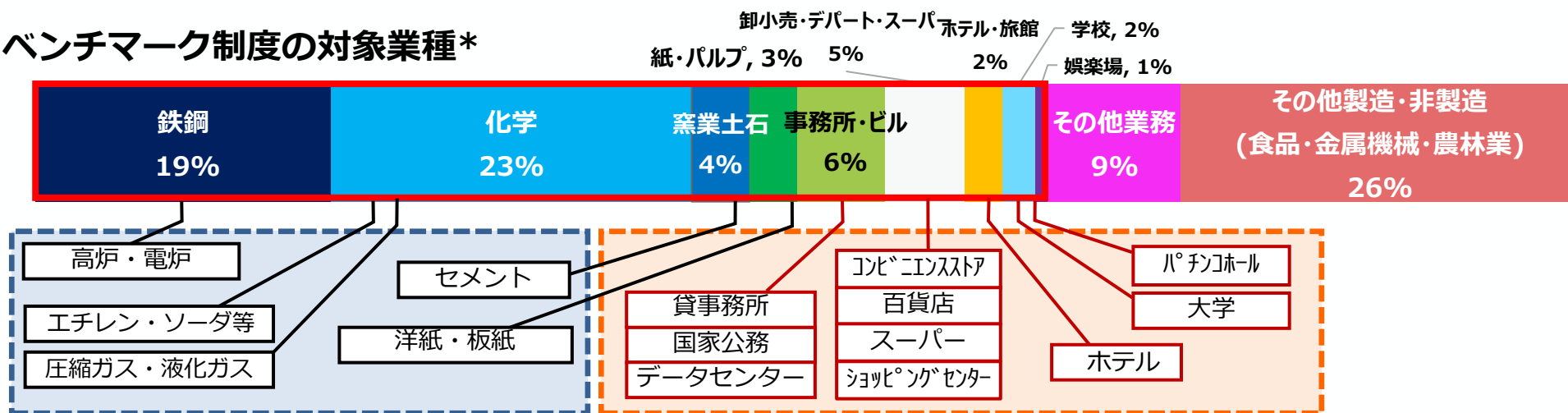
2024年度Bクラス事業者の2025年度クラス分け結果



# 【参考】ベンチマーク制度の概要

- **ベンチマーク制度**とは、原単位目標（5年度間平均エネルギー消費原単位の年1%以上改善）とは別に、一部の業種に対して**エネルギー消費効率の指標(ベンチマーク指標)及び中長期的に目指すべき水準(ベンチマーク目標)を業種別に定めて達成を求めるもの**。ベンチマーク目標は、上位10%~20%の事業者が満たす水準として設定。
- 平成21年度より、エネルギー消費量の大きい製造業から導入し、徐々に対象を拡大。令和8年6月現在、**産業部門7業種（12区分）、業務部門10業種（11区分）**が対象。
- 目指すべき水準を達成した事業者について、省エネ優良事業者として社名を公表※。

## ■ベンチマーク制度の対象業種\*



※ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくベンチマーク指標の報告結果について  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/benchmark/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/benchmark/)

出典：EDMC2025年版より、資源エネルギー庁作成  
 \*四捨五入処理のため合計が100%を下回っている

# 【参考】ベンチマーク制度の新法対応移行期間

## 論点（3）：電気換算係数の見直しの影響について

第35回 省エネルギー小委員会  
(2021年6月30日) 事務局資料

- 省エネ法における電気の一次エネルギー換算係数の見直した場合、**特定事業者のエネルギー消費原単位やベンチマーク指標、各機器の省エネ評価、建築物省エネ法やZEH/ZEBの評価結果等**が変わることが想定されるため、各事業者の**これまでの省エネ取組の一貫性を確保しつつ、事業者の負担等**へ配慮することが必要。
- このため、**以下の3点について検討が必要ではないか。**

### ①制度の見直し時期

- エネルギーの定義や電気換算係数の見直しによる事業者への影響を踏まえ、制度の移行は**最速で2023年度から**とし、**3年程度の移行期間を設けてはどうか。**

### ②電気換算係数の見直しの周期

- 電気換算係数は、**電源構成の変化に合わせて毎年見直すことも考えられるが、見直しの周期**については、電気換算係数の変動による事業者への影響を踏まえ、**エネルギーミックスの進捗を踏まえて適切に対応**していくこととしてはどうか。

### ③省エネ法や関連制度における電気換算係数の見直しの影響

- 電気換算係数の見直しによる省エネ法や関連制度における**影響について、今後検討が必要ではないか。**

# 【参考】ベンチマーク達成事業者数及び達成率

- 2024年度実績（2025年度報告）の達成率について、
  - 40%以上の業種は、石炭火力電力供給、石油化学、通常コンビニ、小型コンビニ、食品スーパー、電力供給業及び百貨店。
  - 0%の業種は、高炉及び石油精製。
- 達成率の前年差で見ると、産業部門は停滞・悪化傾向だが、業務部門は改善傾向。

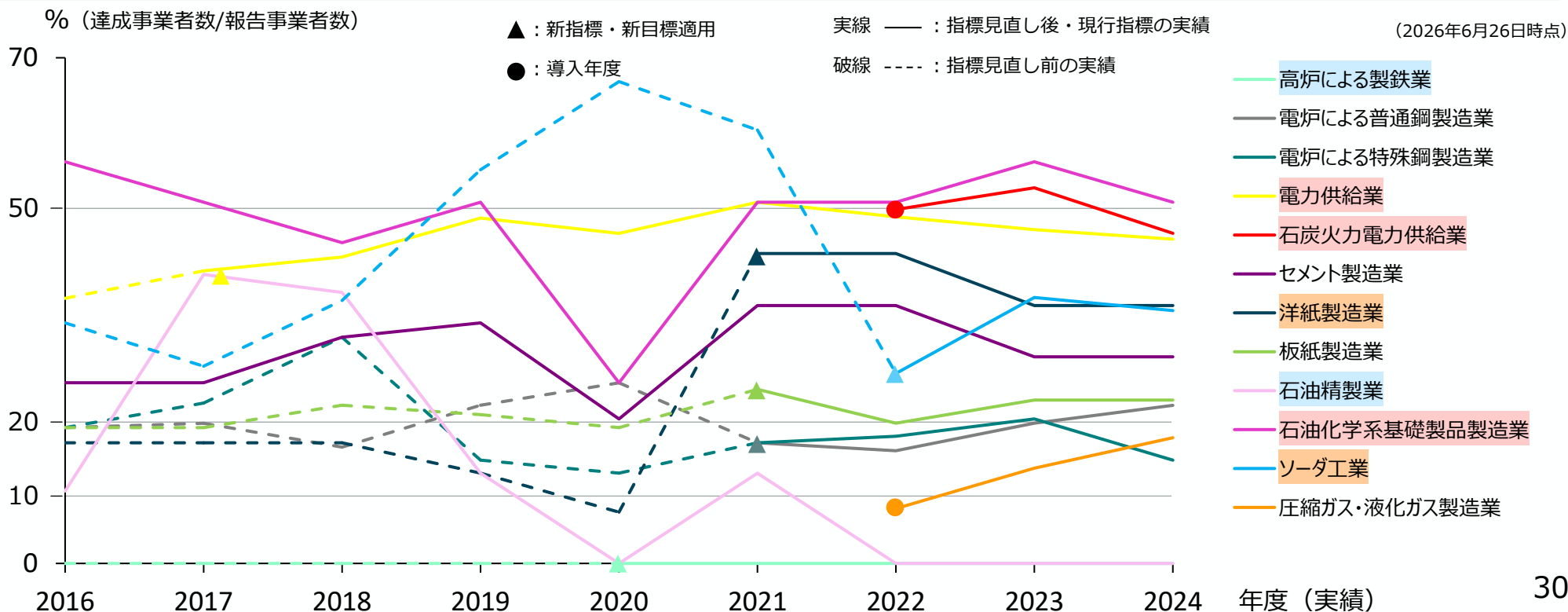
(2026年6月26日時点)

(上段：達成率) 0%、5%以上25%未満、25%以上40%未満、40%以上 (下段：2023年度実績達成率→2024年度実績達成率) 改善、停滞、悪化、約5%以上変化

|                        |                        |                        |                        |                       |                         |                        |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|------------------------|
| 産業部門                   | 高炉                     | 電炉普通鋼                  | 電炉特殊鋼                  | 電力供給                  | 石炭火力電力供給                | セメント                   |
|                        | 0/3<br>(0.0→0.0%)      | 7/32<br>(19.4→21.9%)   | 3/21<br>(20.0→14.3%)   | 40/89<br>(46.2→44.9%) | 21/46<br>(52.0→45.7%)   | 4/14<br>(28.6→28.6%)   |
|                        | 洋紙                     | 板紙                     | 石油精製                   | 石油化学                  | ソーダ工業                   | 圧縮ガス・液化ガス              |
| 5/14<br>(35.7→35.7%)   | 7/31<br>(22.6→22.6%)   | 0/7<br>(0.0→0.0%)      | 4/8<br>(55.6→50.0%)    | 7/20<br>(36.8→35.0%)  | 12/69<br>(13.2→17.4%)   |                        |
| 業務部門                   | 通常コンビニ                 | 小型コンビニ                 | ホテル                    | 百貨店                   | 食品スーパー                  | ショッピングセンター             |
|                        | 6/13<br>(46.2→46.2%)   | 2/3<br>(66.7→66.7%)    | 51/223<br>(18.4→22.9%) | 28/65<br>(40.6→43.1%) | 126/277<br>(44.9→45.5%) | 26/110<br>(22.5→23.6%) |
|                        | 貸事務所                   | 大学                     | パチンコ                   | 国家公務                  | データセンター                 |                        |
| 32/244<br>(13.3→13.1%) | 33/190<br>(16.3→17.4%) | 35/127<br>(22.3→27.6%) | 2/18<br>(21.1→11.1%)   | 13/61<br>(15.0→21.3%) |                         |                        |

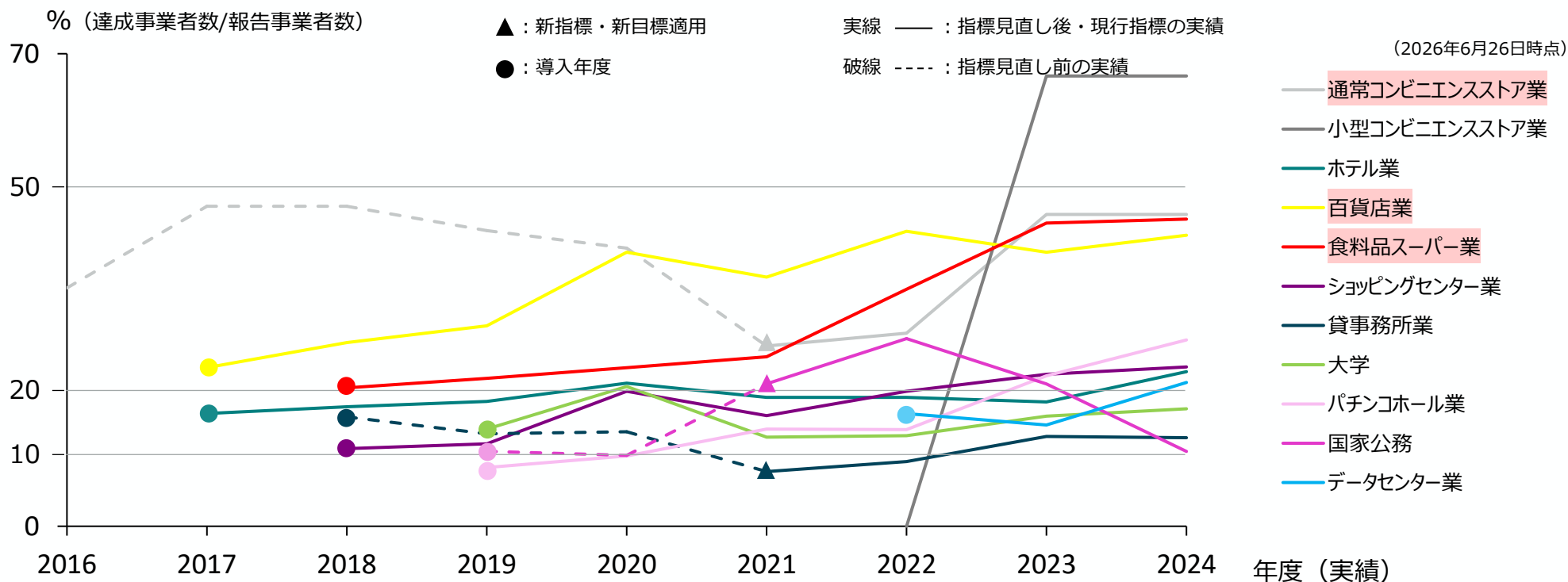
# 【参考】ベンチマーク達成率の推移（産業部門）

- 電力供給業、石炭火力電力供給業、石油化学系基礎製品製造業は、複数年度にかけて達成率50%付近で推移している。
- 洋紙製造業及びソーダ工業は、指標の見直し後に達成率30~40%付近で複数年推移。
- 高炉製鉄業、石油精製業は、複数年度にかけて達成率0%で推移している。



# 【参考】ベンチマーク達成率の推移（業務部門）

- 通常コンビニエンスストア業、百貨店業、食料品スーパー業は、複数年度にかけて、達成率50%付近で推移している。
- なお、小型コンビニエンスストア業は2021年度は報告事業者が少ないため非公開。また、対象事業者数が少なく達成率が大きく変動しやすい点に留意。



# 【参考】 データセンターにおけるエネルギーの使用の合理化の更なる促進に向けた規制

- データセンター（DC）の最大限立地のため、電源の確保と共に、DC自身の更なるエネルギーの使用の合理化を促すべく、事業者が満たすべき効率を設定する等、省エネ・非化石転換法上の追加措置を講じ、**2026年4月1日に施行**。

|       | 現行措置  |   | DC業に関する追加措置  |
|-------|---|---|--|
| 全業種共通 | <ul style="list-style-type: none"><li>エネルギー消費原単位の改善（中長期で1%/年）</li><li>目標達成のための中長期計画書及び実績に係る定期報告書の提出</li></ul> <p>※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上の事業者が対象</p> | + | <b>追加①</b><br><u>DC業の目標・取組方針・実績を可視化（2026年度～）</u> <ul style="list-style-type: none"><li>DC業の定期報告等の内容を拡充し、DC事業者によるその一部の公表を求める。（2025年度以降に新設されたDCの名称やPUE等）</li><li>国は公表状況のフォローアップを行い、集計レベルの情報を公表。</li></ul>                            |
|       | DC業   |   | <ul style="list-style-type: none"><li>ベンチマーク制度の一環で、<b>2030年度を目標年度として、事業者平均のエネルギー効率基準（PUE）を1.4以下</b>とする。</li></ul> <p>※DC業の年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上かつDCの建物・付帯設備のエネルギー管理権限を持つ事業者が対象</p>  |
|       |   |   | <b>追加③</b><br><u>テナント型DCもPUE算定の対象に追加（2026年度～）</u> <ul style="list-style-type: none"><li>DCのIT機器のみのエネルギー管理権限を有するホスティング・クラウド（テナント）型DC事業者も、その専有部分における付帯設備の運用権限（例：温度設定）及びPUE効率化に係る責務を有するとして、<b>現行ベンチマーク制度及び追加措置①②の対象</b>とする。</li></ul> |

# デジタル・AIを活用したエネルギーの効率化

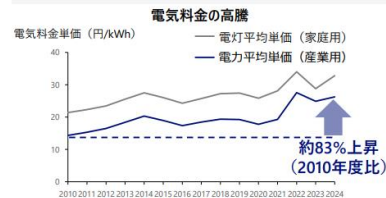
- エネルギー安全保障の強化やカーボンニュートラルの実現、電気料金などのエネルギー価格高騰への対応のため、我が国が強みとしてきた省エネをさらに加速していく必要。
- **これまでの延長の取組 (As Is) では、今後の省エネ効果は鈍化するとの声もあり、デジタル・AI技術を活用した抜本的な対策 (To Be) が求められつつある中で、第49回小委員会においてご議論いただいた、事業者に対して、デジタル・AI技術を活用した省エネ・生産性向上に向けた検討のきっかけを提供するための「デジタル・AI技術による省エネ・生産性向上に向けた手引き」について、ご指摘を踏まえ一部修正の上で（サイバーセキュリティ対策等）、2026年3月3日に公表。**
- また、ご指摘のうち「事例の充実」、「中堅・中小企業にも参考となる内容」、「導入プロセスの具体例」などについては、2026年度も継続して見直し等を行う予定。

## デジタル・AI技術による 省エネ・生産性向上に向けた手引き 【デジタル・AI省エネ手引き】

2026年3月  
資源エネルギー庁 省エネルギー課

### 手引きのポイント 1. ～デジタル技術の導入の必要性～

- 近年、電気料金などのエネルギーコストが急騰し、省エネは重要な経営課題となっている
- 機器のエネルギー使用効率化の停滞により、今後の省エネ改善が鈍化するという声もある
- 国内製造業のスマートファクトリーの取組状況を見ると、デジタル化は必ずしも進んでいない
- 世界的にもデジタル活用によるエネルギー最適化に注目が集まりつつある



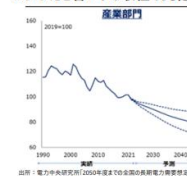
#### 国内製造業のデジタル化の必要性

| 年間売上高             | 16% | 39% | 76% |
|-------------------|-----|-----|-----|
| 500億円未満           | 20% | 39% | 71% |
| 500億円～1,000億円未満   | 23% | 30% | 68% |
| 1,000億円～5,000億円未満 | 25% | 32% | 63% |
| 5,000億円以上         | 29% | 38% | 61% |

■ モデル工場を設定し、スマートファクトリーに取り組んでいる  
■ モデル工場での取り組みが完了し、他工場への展開を進めている  
■ 取り組みしていない

出所：FCIコンパニオン調査「製造DXレポート2024」日本版スマートファクトリー取組状況と投資傾向(注1)より作成

#### As Is だと省エネの取組の鈍化



#### 世界的にもデジタルによる省エ

IEAレポート「Energy and AI」  
るエネルギー最適化のためのAI:

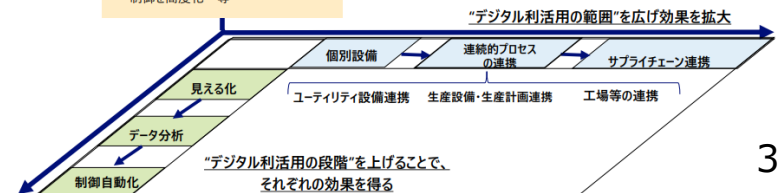
中国でも、工業分野において「デジタル化・システム化・一体化」が進められている。

### 手引きのポイント 1. ～デジタル活用による省エネの効果 (3)～

- デジタル活用の範囲を、個別設備だけでなく、「**ユーティリティ設備連携**」「**生産設備・生産計画連携**」「**工場等の連携**」「**サプライチェーンの連携**」と範囲を広げることで、効果の拡大が可能
- 「デジタル活用用の段階」と「デジタル活用用の範囲」のそれぞれの領域毎に**事例を整理**（詳細は別紙参照）
- 加えて、AIの導入により、「**自動化の工程拡大**」や「**自動制御の高度化**」等が可能となる

#### AI導入による更なる高度化

自動化:  
AIによって自動化できる工程の拡大  
自動化の深化:  
処理できる情報を増やし、正確な評価・  
制御を高度化 等



“デジタル活用用の段階”を上げることで、  
それぞれの効果を得る



# 省エネ・非化石転換補助金（Ⅳ類型）の活用状況

- デジタル・AI技術を活用したエネルギー使用の合理化の取組については、「省エネ・非化石転換補助金」により支援。
- 令和7年度の採択実績は、**全件で29件（1.2億円）**で、うち、**見える化型20件（0.5億円）、制御型9件（0.7億円）、高度型0件**。令和8年度の1次公募の採択実績は、**全件で65件（23億円）、見える化型40件（15億円）、制御型24件（8億円）、高度型1件（0.2億円）**。
- デジタル・AI省エネ手引き等作成の効果もあり、令和8年度は1次公募時点で**顕著な増加**。また、令和6年度補正予算において創設した**高度型の実績はまだ少なく**、企業へのヒアリング等を通じつつ、**更なる強化策を検討するとともに、引き続き、周知等を徹底して活用を促していく**。

## <支援類型とイメージ>

### 見える化型



【見える化システムによるロス検出】

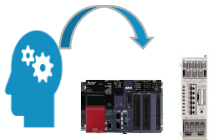
- ✓ エネルギー使用量の計測・見える化機能を有したEMSにより、収集したデータを下に分析、提案を行う

### 制御型

【最適制御】

- ✓ エネルギー管理支援に必要な計測・見える化・制御機能を有したEMSにより、エネルギー使用の最適化を図る

### 高度型



【AI等による省エネ最適運転】

- ✓ AIで稼働状況を学習し、自動でチューニングする機能等を有するEMSにより、更なる高度化したエネルギー使用の最適化を図る

## <支援内容>

| 事業区分   | (Ⅳ) エネルギー需要最適化型   |       |
|--------|---|-------|
| 補助対象   | <ul style="list-style-type: none"> <li>効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステム（指定EMS）を用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業</li> </ul>  |       |
| 省エネ要件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定EMSを導入する範囲内において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施</li> <li>EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表（2%改善を目安）</li> <li>EMSは、導入事業者自らが制御・運用改善に取り組める機能を具備していること。具備していない場合には、運用改善の提案を出来る事業者との契約（補助対象外）を結ぶこと</li> </ul> |       |
| 補助対象経費 | 設計費・工事費・設備費   |       |
| 補助率    | 大企業   | 1 / 3 |
|        | 中小企業  | 1 / 2 |
| 補助金限度額 | 上限：1億円<br>下限：30万円   |       |

1. 省エネ・非化石転換の最近の動向

2. 強靱なエネルギー需給構造を目指した取組

<事業者関連>

- 支援と規制の一体的な取組

①エネルギーの使用の合理化

②非化石エネルギーへの転換

- 気づきを与える取組

<家庭関連>

- 給湯機、エアコン、自動車、建築物省エネ法

# 非化石転換“支援”の強化

## <非化石転換に向けた設備更新支援>

- 令和7年度補正予算からGXⅢ類型（トップ性能枠）を創設し、革新性のある設備を**補助率（1/3⇒1/2）**や**補助対象（通常は更新だけが、新設についても補助対象に追加）**等を優遇して支援。中高温帯の産業用ヒートポンプについても当該枠組の対象設備に指定し、熱需要の電化を促進している。
- また、電化・燃料転換のための設備更新を支援する「省エネ・非化石転換補助金（Ⅱ類型）：電化・脱炭素燃転型」について、令和8年度より、水素対応設備に対する支援を強化し、**水素対応への追加的な改造（補助率1/2）、新設（補助率1/5）**についても補助対象とした。また、令和8年6月1日開始の2次公募より、**ガス設備専用のガスタンクに関連する設備についても補助対象とし、ガスインフラの環境が整備していない地域におけるガス転換についても支援を強化。**

※今回対象とした設備は公募要領より次のとおり。「専用ガス貯槽設備（ガスタンク・ベーパーライザー・払出ポンプ）」



水素対応設備（例：水素混焼ガスコジェネ）※1



LNGタンク※2



簡易型ガス発生装置（ベーパーライザー）※3

## <屋根設置太陽光発電導入の支援>

- **省エネ診断においては、太陽光発電設備の導入可能性（再エネポテンシャル）の評価も一部機関で実施。今後、こうした取組の徹底的な周知を行っていくと同時に、提案可能な支援機関の拡大を目指す。**



※1 出典：YANMARホームページ<400kWガスエンジンコージェネレーションシステムにおいて 水素混焼率30%での実証運転試験に成功>

※2, 3 出典：大阪ガス・Daigasエナジー ホームページ

# 非化石転換“規制”の強化

- 2022年の省エネ法改正により「非化石エネルギーへの転換（非化石転換）」を法目的に加え、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者には、その目安を国が示した上で（エネルギー多消費業種のみ）、非化石転換に関する中長期計画の作成や、非化石エネルギーの使用状況の定期報告義務を課すこととした。
- 法施行後の定期報告内容を分析すると、非化石エネルギーの使用状況の報告初年度である2024年度（2023年度実績）から2025年度（2024年度実績）にかけて、**非化石電気割合の目標及び実績の加重平均値は共に増加**しており、事業者における電気の非化石転換は一定進んでいる。
- 今後の**エネルギー需給構造の強靱化に資する非化石転換に向けて、事業者の取組を一層促進**する観点から、必要な追加施策を検討してはどうか。例えば、**非化石転換が進む優良事業者の評価等を行ってはどうか【措置①】**。
- 併せて、**非化石電気割合の目標や実績を0%と報告している事業者も一定数存在**する。**当該事業者が非化石転換に向けた管理・実施体制を有していないと確認できる場合等**には、省エネ・非化石転換法に基づく**勧告等の制度的な対応の実施が必要ではないか【措置②】**。  
※なお、FIT非化石証書の売れ残り分を加味せず、非化石電気割合目標や実績を誤って0%と設定している事業者も存在すると考えられるため、改めての制度周知も同時に進めていく。
- いずれも、**非化石転換にはコスト面及び技術面での制約や事業者の追加負担が伴う点に留意**しつつ、詳細を工場等判断基準ワーキンググループにおいて議論することを想定。

# 【参考】省エネ法に基づく非化石エネルギー転換措置の現状

第45回 省エネルギー小委員会  
(2024年7月26日) 資料4 一部改

- 特定事業者に対して、非化石エネルギーの転換に関し、中長期計画書（定量的な目標の設定等）及び定期報告の提出を義務化。
- 判断の基準では、非化石エネルギーへの転換の目標として、以下の設定を求めている。
  - ① 全ての事業者に対して、2030年度に使用する電気の非化石割合の目標
  - ② エネルギー消費量の多い業種には、追加で、国が設定した非化石エネルギーへの転換の目標についての目安を踏まえた目標
  - ③ これらに加えて、業態特性や事情等を考慮した上で、任意で他指標に関する目標
    - ※ このほか、工場等において取り組むべき事項として、非化石燃料の使用割合の向上、非化石エネルギーの割合が高い電気や熱の選択、これらの非化石エネルギーや燃料の利用に資する設備の導入等を定めている。
- 国は、必要に応じて、指導・助言を行う。また、非化石エネルギーへの転換の状況が判断の基準に照らして著しく不十分である場合、関連する技術の水準の状況等を勘案した上で、勧告や公表を行う。
- 政府が一律の水準を定めず、事業者自ら目標の設定を行うことを求める制度としているのは、非化石エネルギーには供給面やコスト面、技術面での利用制約があり、また、業種ごとに非化石エネルギーの利用可能性が異なる点を踏まえたもの。



制度の概要

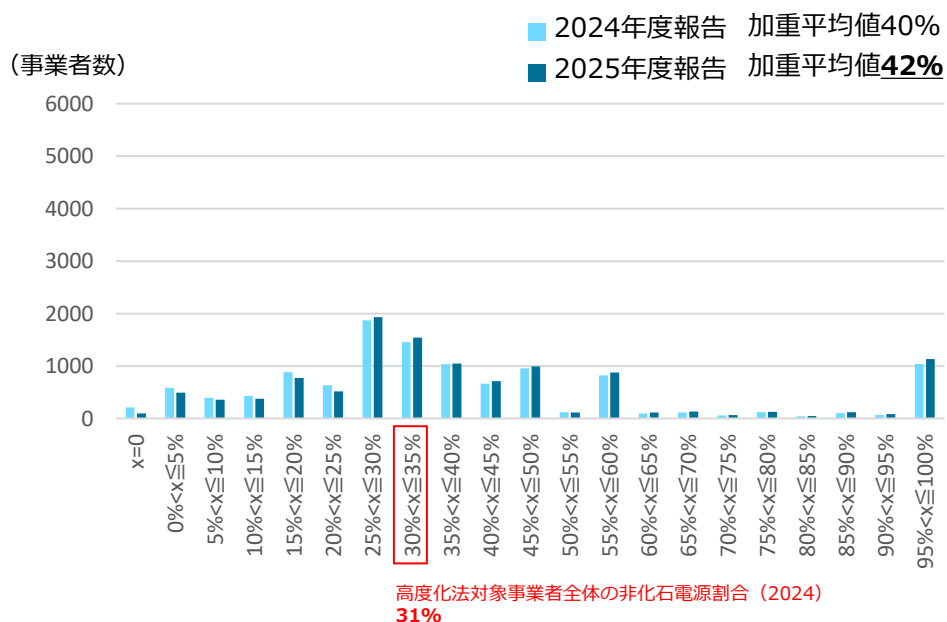
|          |         | 燃料の非化石転換                             | 電気の非化石転換   |
|----------|---------|--------------------------------------|--|
| セメント製造業  |         | 焼成工程（キルン等）における燃料の非化石比率28%            | —  |
| 鉄鋼       | 高炉      | 粗鋼トンあたり石炭使用量原単位の削減率（2013年度比）▲2%      | —  |
|          | 電炉普通鋼※1 | —                                    | 59%<br>※1：外部調達及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合<br>※2：外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合 |
| 電炉特殊鋼※1  | —       |                                      |  |
| 化学       | 石油化学※2  | 【石炭ボイラーを有する場合】石炭使用量の削減率（2013年度比）▲30% |  |
|          | ソーダ※2   |                                      |  |
| 製紙       | 洋紙※2    |                                      |  |
|          | 板紙※2    |                                      |  |
| 自動車製造業※1 |         | —                                    | —  |

エネルギー消費量の多い業種に対して設定している目安

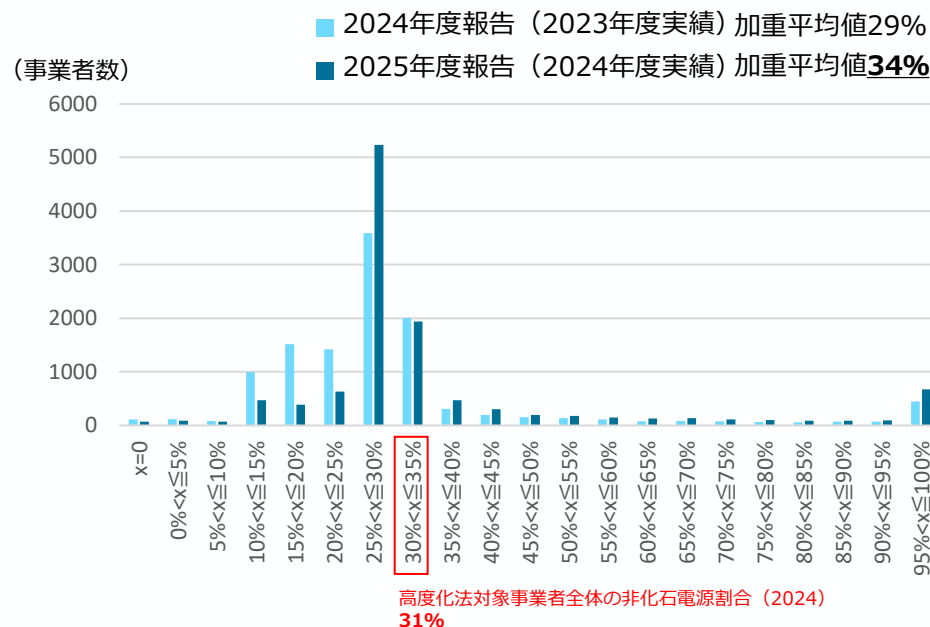
# 【参考】非化石電気割合目標及び実績の推移

- 2024年度報告から2025年度報告にかけて、各事業者が設定した非化石電気割合の2030年度目標及び実績の加重平均値（各事業者の非化石重み付け後の電気使用量によるもの）は、**いずれも増加**。

## 非化石電気割合（2030年度目標）



## 非化石電気割合（実績）



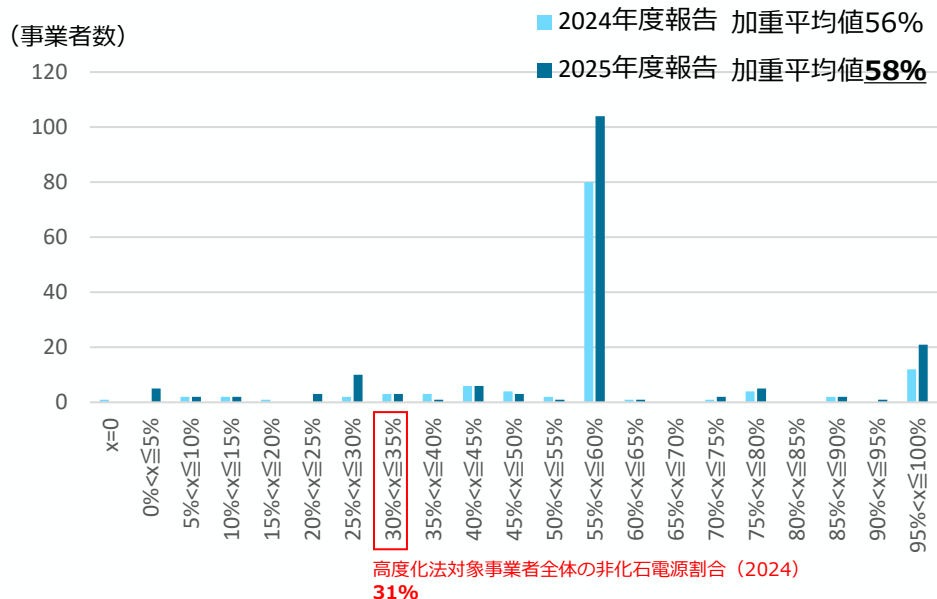
# 【参考】非化石電気割合目標及び実績の推移 (目標の目安設定業種のみ)

- 非化石電気割合目標の目安設定業種※においても、2024年度報告から2025年度報告にかけて、各事業者が設定した非化石電気割合の2030年度目標及び実績の加重平均値（各事業者の目安設定業種における非化石重み付け後の電気使用量によるもの）は、**いずれも増加**。

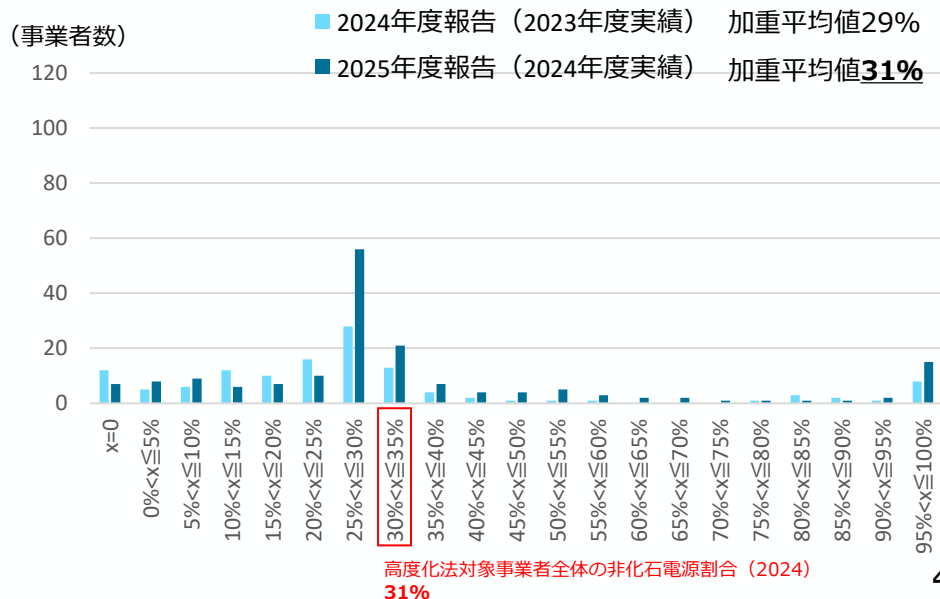
※電炉普通鋼、電炉特殊鋼、石油化学→外部調達及び自家発電による電気の使用量に占める非化石割合  
ソーダ、洋紙、板紙、自動車製造→外部調達による電気の使用量に占める非化石割合

- 全事業者と比べて、2030年度目標の加重平均値は高く、目標の目安（59%）に近い値。**

## 非化石電気割合（2030年度目標）



## 非化石電気割合（実績）



# 【参考】再エネ主力電源化に向けた需要喚起の必要性

第1回再エネ主力電源化小委  
(2026年6月3日)

## (参考) 省エネ・非化石転換法に基づく非化石転換の更なる促進

- 再エネの主力電源化に向けては、FIT制度から自立した形（FIP制度・非FIT/非FIP）での再エネ電源への新規投資・再投資を更に進める必要があるところ、こうした投資を促進していくには、再エネ価値が適切に評価される環境を整備しつつ、再エネ価値の需要を喚起していくことが重要である。
- この点に関し、省エネ法では、令和4年度の改正において、「非化石エネルギーへの転換」が法目的に追加されるとともに、一定量以上エネルギーを使用する需要家に対し、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画及び定期報告の提出が義務化されたところ。
- また、令和5年2月の関連審議会（省エネ小委）では、こうした改正省エネ法（省エネ・非化石転換法）に基づく措置を踏まえ、「非化石エネルギーへの転換を促すインセンティブとして、優良な事業者の評価や、予算措置等による支援について検討」するとされているところ。
- これらを踏まえ、省エネ・非化石転換法に基づく優良な事業者の評価等を行う場合、発電事業者によるFIT制度から自立した形での再エネ電源への新規投資・再投資に繋げるためには、どのような形が望ましいか。
- なお、本小委での議論や省エネ・非化石転換法に基づく既存の措置も踏まえつつ、必要な措置の詳細について、今後省エネ小委において議論予定。

# 【参考】非化石電気割合算定におけるFIT非化石証書売れ残り分の扱い①

2022年度第1回工場等判断基準WG  
(2022年6月8日)

## 検討事項②：非化石電気の算定方法（系統電気）

への転換

- 電気事業者から調達する電気については、【電気使用量（kWh）】に【全電源平均一次エネルギー換算係数】を乗じ、【原油換算ベースの電気使用量（MJ）】を算出した上で、電気事業者から調達する電気の【非化石比率（メニュー別）】を乗じることとはどうか。
- この際、電気事業者から調達する電気の非化石比率は、
  - RE100等の特定の再エネメニュー契約等の場合には、当該メニューの非化石比率を元に算定し、
  - 通常の電力小売契約の場合には、当該電気事業者の「非化石証書の使用状況」を元に算定する。
- なお、FIT再エネ電源の均てん分（FIT非化石証書売れ残り分の余剰非化石電気相当量）については、賦課金を負担している全ての需要家に、広く非化石電気が提供されているものとみなし、非化石比率算定時のベースラインとする。（電気事業者から非化石比率に関する情報が得られない場合の当該電気事業者の非化石電源比率は、FIT価値の均てん分のみとする。）

（例）電気事業者から【1,000kWh】の電気を調達し、  
当該電気事業者の【非化石証書使用状況が40%】の場合の非化石エネルギー使用量

$$\begin{aligned} & \left[ \begin{array}{c} \text{1,000 (kWh)} \\ \text{電気使用量} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{8.64 (MJ/kWh)} \\ \text{全電源平均係数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{40\%} \\ \text{非化石証書} \\ \text{使用状況} \end{array} \right] \\ & + \left[ \begin{array}{c} \text{1,000 (kWh)} \times \text{60\%} \\ \text{電気使用量 (残り分)} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{8.64 (MJ/kWh)} \\ \text{全電源平均係数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{12\%} \\ \text{FIT非化石証書売れ残り分} \\ \text{(余剰非化石電気相当量} \\ \text{ベースライン)} \end{array} \right] = 407.8 \text{ (MJ)} \\ & \hspace{15em} \text{非化石エネルギー} \\ & \hspace{15em} \text{使用量} \end{aligned}$$

※全電源平均係数の8.64MJ/kWh、FIT非化石証書売れ残り分（余剰非化石電気分（ベースライン））の12%は暫定値

# 【参考】非化石電気割合算定におけるFIT非化石証書売れ残り分の扱い②

2022年度第1回工場等判断基準WG  
(2022年6月8日)

への転換

## 【参考】余剰非化石電気相当量について

- **FIT証書の売れ残り（余剰非化石電気）**の扱いについては、「**電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第六次中間とりまとめ**」において、以下のとおり整理されている。

### ■ 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第六次中間とりまとめ（案）（2021年11月26日）

#### （7）FIT証書の売れ残りの扱いについて

- これまで、年度の最終オークション後に約定されず売れ残ったFIT証書については、**需要家が賦課金として費用を負担していること等を鑑み**、その環境価値（ゼロエミ価値）を埋没させることなく、小売電気事業者の販売電力量のシェアに応じて配分され、各社の温対法上の排出係数に反映されてきた。
- 今回の制度見直しにおいても、引き続き本証書はゼロエミ価値を有するため、市場取引後の**売れ残り分についてはその価値を埋没化させることなく、賦課金の負担者である全需要家に配分**されるよう、従来と同様の対応を採用することとした。
- なお、各小売電気事業者は当該売れ残り証書を無償で取得しているため、これまで同様、**その環境価値（ゼロエミ価値）を需要家に訴求することはできない**こととした。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/seido\\_kento/20211126\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/20211126_report.html)

- **令和3年度の余剰非化石電気相当量の割合は、12%程度**となっている。改正省エネ法においては、**2023年4月1日の法施行時点での最新値を適用し、実態を踏まえて、定期的に見直しを検討**することとしてはどうか。

※令和3年6月3日公表

| 販売電力量（全国総量）<br>（10 <sup>3</sup> kWh） | 余剰非化石電気相当量<br>（10 <sup>3</sup> kWh） | 割合            |
|--------------------------------------|-------------------------------------|---------------|
| 826,189,919                          | 97,914,478                          | <b>11.85%</b> |

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/gwc/gwc\\_002.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/gwc/gwc_002.html)

# 【参考】工場等における屋根設置太陽光発電の導入促進に向けた規制

- 工場等の非化石エネルギーへの転換に当たり、**導入余地が比較的大きい屋根設置太陽光発電の導入検討を促すべく、省エネ・非化石転換法で求める定期報告内容等を拡充し、2026年4月1日から施行。**
- 屋根設置太陽光発電として、**軽量性・柔軟性を確保しやすいペロブスカイト太陽電池をはじめとした次世代太陽電池も有力な手段。**報告を通じ、事業者による**次世代太陽電池も含めた屋根設置太陽光発電の設置余地の把握と導入の検討を促す。**

## 中長期計画

- 一定規模以上のエネルギーを使用する事業者※を対象に、**屋根設置太陽光発電設備の設置に関する定性的な目標（例：新たに屋根設置太陽光発電設備を設置する時期の目途）の提出**を求める。（2026年度提出分～）

※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上の事業者が対象

## 定期報告

- 一定規模以上のエネルギーを使用する事業者※を対象に、工場等における**屋根設置太陽光発電設備を設置できる屋根面積（耐震基準・積載荷重・他法令の定めによって設置を認められない場所等を踏まえた面積）、そのうち既に設備を設置済み及び設置予定の面積・出力等の報告**を求める。（2027年度提出分～）

※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上の事業者が対象

（参考）現行省エネ法に基づく中長期計画及び定期報告の概要

### 中長期計画





- 使用する電気全体に占める非化石電気の比率について、2030年度に達成を目指す目標設定を求めている。
- また、非化石エネルギー転換に関する計画及び期待効果の記載を求めている。

### 定期報告



- 自家発電の太陽光などを含め、エネルギー種類ごとに使用量の報告を求めている。
- 非化石電気の比率について、その進捗状況の報告を求めている。

（参考）日本企業のペロブスカイト太陽電池に関する主な取組

|   |   |  |   |
|---|---|--|---|
| <p><b>&lt;積水化学工業（株）&gt;</b><br/>ビルの壁面や耐荷重の小さい屋根などへの設置が可能な軽量で、柔軟なフィルム型太陽電池を開発。</p> |  | <p><b>&lt;（株）東芝&gt;</b><br/>メニスカス塗布法を用いて、フィルム型の太陽電池を製作。エネルギー変換効率の向上と生産プロセスの高速化の高立を目指す。</p> |  |
| <p>出所：積水化学工業（株）</p>   | <p>出所：（株）東芝</p>   | <p>出所：（株）東芝</p>  | <p>出所：（株）東芝</p>   |
| <p><b>&lt;（株）カネカ&gt;</b><br/>建材一体型への展開を目指し、既存のシリコン太陽電池製造技術を活用した技術開発。</p>          |  | <p><b>&lt;（株）エネコートテクノロジーズ&gt;</b><br/>京大発ベンチャーIoT機器、建物用などへの展開も念頭に太陽電池を開発。</p>              | <p><b>&lt;（株）アイシン&gt;</b><br/>ペロブスカイト材料を均一に塗布するスプレー工法の技術を開発。</p>                      |
| <p>出所：（株）カネカ</p>  | <p>出所：（株）カネカ</p>  | <p>出所：（株）エネコートテクノロジーズ</p>  | <p>出所：（株）アイシン</p>   |

1. 省エネ・非化石転換の最近の動向

2. 強靱なエネルギー需給構造を目指した取組

<事業者関連>

- 支援と規制の一体的な取組
  - ①エネルギーの使用の合理化
  - ②非化石エネルギーへの転換
- **気づきを与える取組**

<家庭関連>

- 給湯機、エアコン、自動車、建築物省エネ法

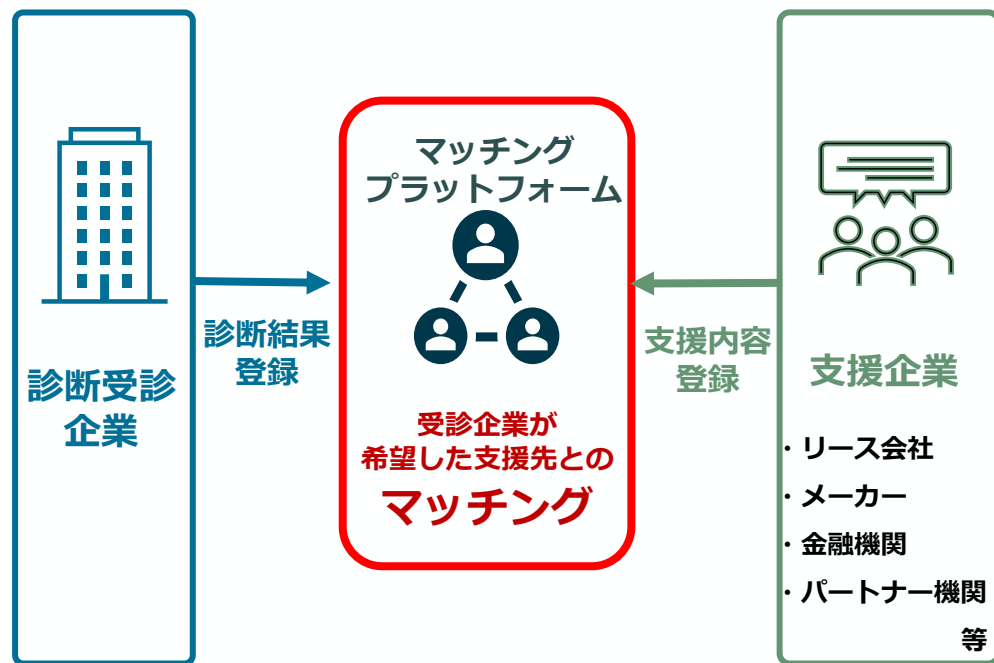
# 気づきを与える体制の強化① 省エネ診断後のフォローの強化

- 省エネ診断で明らかになった改善点の実行に向けて、伴走支援による継続支援、及び、2026年度より新たにマッチングプラットフォームによる支援を実施。
- 伴走支援は、省エネ診断による提案を事業者が実行する際のフォローを実施。経営相談から補助金申請の支援まで幅広く対応できる機関をお助け隊として認定し、個別ニーズに応じて支援。
- マッチングプラットフォームは、省エネ診断の結果を踏まえて、支援企業（ソリューションを有する企業）と繋ぐ場として創設。  
例えば、資金面で不安がある場合はリース会社や金融機関を紹介。（2026年6月30日より開設予定）

## <伴走支援での支援内容例> ※診断機関により可能な支援は異なる

|           |  |
|-----------|--|
| 運用改善支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 設備の各種設定値（圧力・温度等）の妥当性検証</li> <li>● 複数設備の台数制御や低効率設備の統廃合など、システム全体の最適化支援</li> </ul> |
| 設備更新支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助金活用に向けた申請支援（計測・省エネ効果算出・技術資料作成への助言等）及び導入後の効果検証</li> </ul>                      |
| 省エネ計画策定支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネ目標の達成に向けた改善計画策定支援</li> <li>● 改善取組の優先順位の明確化</li> </ul>                        |
| 社内体制構築支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営層まで含めた省エネに関する組織構築支援や役割の明確化</li> <li>● 設備の管理方法等の作成支援</li> </ul>                |
| 経営改善支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産工程調査を通じた歩留まりや、製品1つあたりに使用するエネルギー量の改善等の、生産性向上による経営基盤の強化支援</li> </ul>            |

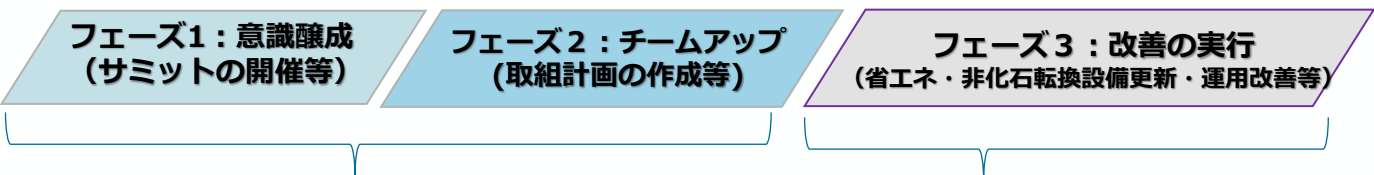
## <マッチングプラットフォームの創設>



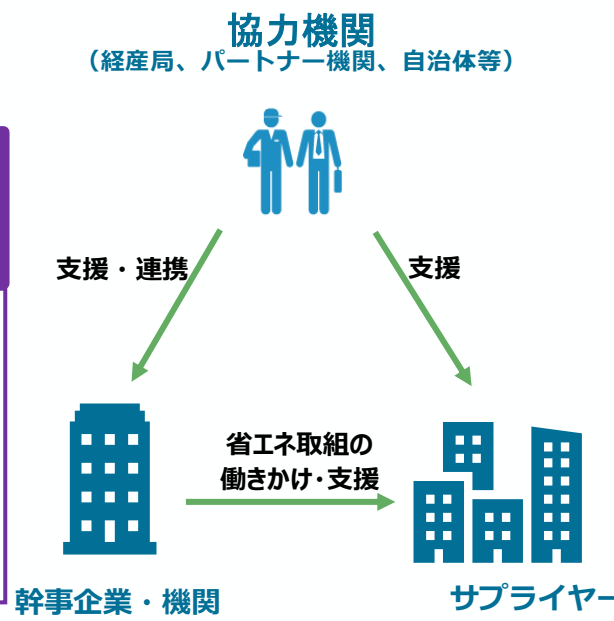
# 気づきを与える体制の強化② サプライチェーン連携 (SC連携)

- 欧州を中心としたサプライチェーン上の脱炭素要請等を背景に、サプライヤーとの脱炭素に向けた連携強化の動きが加速しつつある。こうした動きを更に加速させるため、サプライチェーン全体での脱炭素・省エネを実現していくための取組に対する支援を2026年度より実施。
- 具体的には、サプライチェーンで、意識醸成やチームアップから省エネ計画作成まで (フェーズ1、フェーズ2) 進める企業をモデル事業として支援。事業終了後は、優良事例として公表し横展開を図っていく。なお、1次公募の結果、6月19日に幹事企業・機関を6社 (6サプライチェーン) 採択 (2次公募は7月頃開始)。
- また、実際にサプライチェーンが協力して設備更新する際の支援 (フェーズ3) も実施 (3月から公募開始)。

## <サプライチェーンにおける省エネ連携イメージ>



## <体制イメージ>



### <国の支援①>

サプライチェーン チームアップ事業  
意識醸成・チームアップに向けた取組をサポート

- 意識情勢やチームアップのためのモデル形成を目指す。
- 各サプライチェーンに対して上限100万円 (コンサル活用する場合は上限500万円) の補助。
- 優良事例については、経産省HP等で公表。

7月頃に2次公募開始

### <国の支援②>

省エネ・非化石転換補助金 サプライチェーン連携枠  
作成した省エネ計画に基づく設備更新を支援

- 4者以上のサプライチェーン企業が、1社あたり5%以上の省エネ設備更新を行う場合 (計画・目標としては10%の省エネ) に、当該設備更新の費用の1/2 (大企業の場合は1/3) を補助。

3月から公募開始

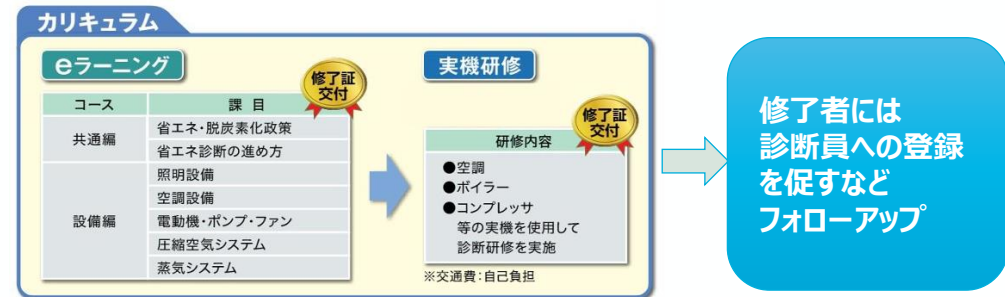
# 気づきを与える体制の強化③ 省エネ診断員の人材育成強化

- 中小企業等の省エネ・GXを進めるにあたり、省エネの技術的助言を行う者（省エネ専門人材）の確保・育成は引き続き重要。
- 令和8年度においても、新たに①**実機模擬研修（VR研修）**、②**診断機関横断のアドバイザー配置**、③**AIを活用した診断サポートツールの開発**による支援を行い、専門人材の拡充・スキルアップにつなげる。

## <令和7年度の実施>

### ○診断員希望者へのオンライン研修の開設、実機研修の実施

- オンライン研修（無償）の提供や省エネ診断に関する情報提供、診断機関とのマッチングを省エネ診断育成プラットフォームにより実施。
  - 加えて、実機研修も3回実施した。
- 令和7年度は1,110人が受講し、27人が省エネ診断員となる。



## + 更なる強化

## <令和8年度の実施>

### ○VR等技術を活用した実機模擬研修ツールの開発

- 実機研修の機会が限られる課題に対応するため、VR等の技術を活用して実際の診断現場を模した研修コンテンツを作成。

### ○省エネ診断機関横断のアドバイザーの配置

- 診断経験の少ない診断員をサポートするため、診断経験の豊富な専門家を診断機関横断の「アドバイザー」として配置し、個別案件の提案や省エネ計算等に関する相談や質問への対応に加え、診断への同行も実施。

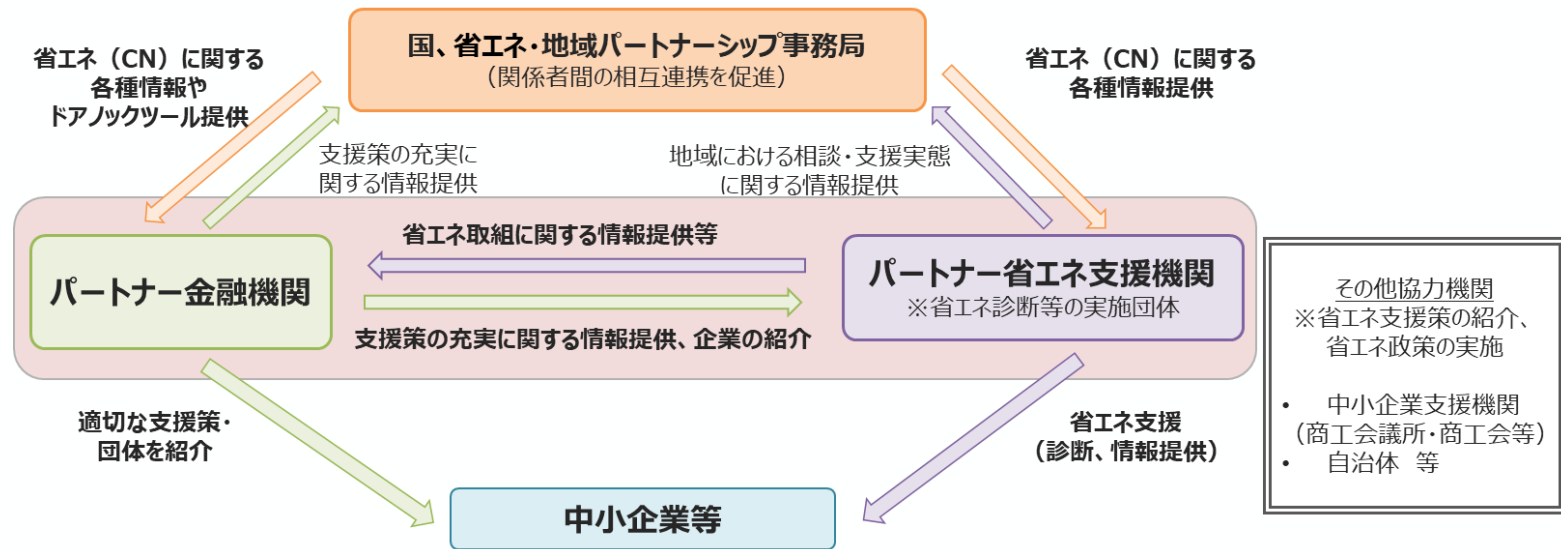
### ○AIによる診断支援ツールの開発

- 省エネ診断の経験がない（浅い）診断員や、苦手な分野（熱、電気、特定設備など）が存在する診断員が早期立ち上がり出来るよう、AIによる省エネ改善施策の提案を行うサポートツールの効果検証を実施。（一定の効果が確認でき次第、令和8年度中にでも診断員への提供を実施予定。）
- 将来的には、診断機関による診断クオリティの差の解消や専門人材不足の解消につなげる。

# 気づきを与える体制の強化④ 省エネ・地域パートナーシップ

- 中小企業等の潜在的なニーズを掘り起こし、取組を更に促すため、地域の金融機関や省エネ支援機関とともに、2024年7月に「省エネ・地域パートナーシップ」を立ち上げ。(2026年4月時点で、212の金融機関、78の省エネ支援機関が参画)
- 令和8年度は中小企業の省エネ取組の実現に向けて、パートナー機関に対して診断後のフォロー強化等を依頼。また、金融機関の支援体制の強化に向けた地域ブロック会議の継続開催や金融機関向け研修による支援等も実施。(次ページ参照)

省エネ・地域パートナーシップのイメージ図



## 国及び省エネ・地域パートナーシップ事務局の取組（例）

### パートナー機関による省エネ支援の活動を後押し（以下の情報提供等）

- ✓ 省エネをめぐる政策動向、省エネ設備導入補助等の公的支援策
- ✓ 中小企業等で省エネを進める際の着眼点
- ✓ 地域におけるベストプラクティス
- ✓ 金融機関の担当者向けのドアノックツール

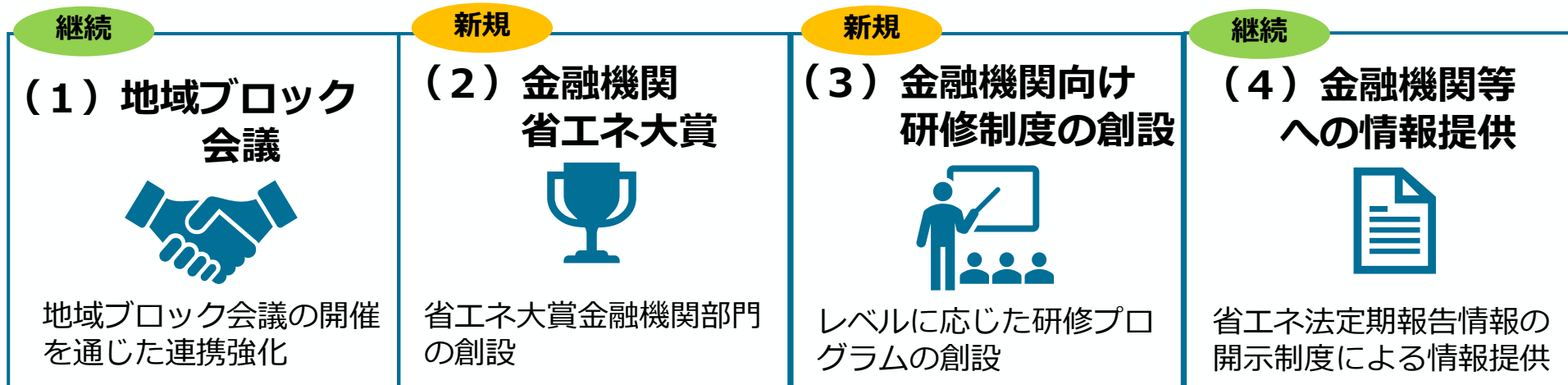
## パートナー機関（金融機関、省エネ支援機関）に期待される取組（例）

### 地域の身近な支援者として、中小企業等の省エネを後押し

- ✓ 中小企業等からの省エネ相談への丁寧な対応
- ✓ 省エネ支援策に関する助言・発信、ニーズに合った支援策の検討
- ✓ パートナー機関自身の、省エネに関する提案力の向上
- ✓ 地域で省エネ助言等を行う人材を増やすための取組

# 令和8年度の省エネ・地域パートナーシップの強化

## 1. 支援体制の強化



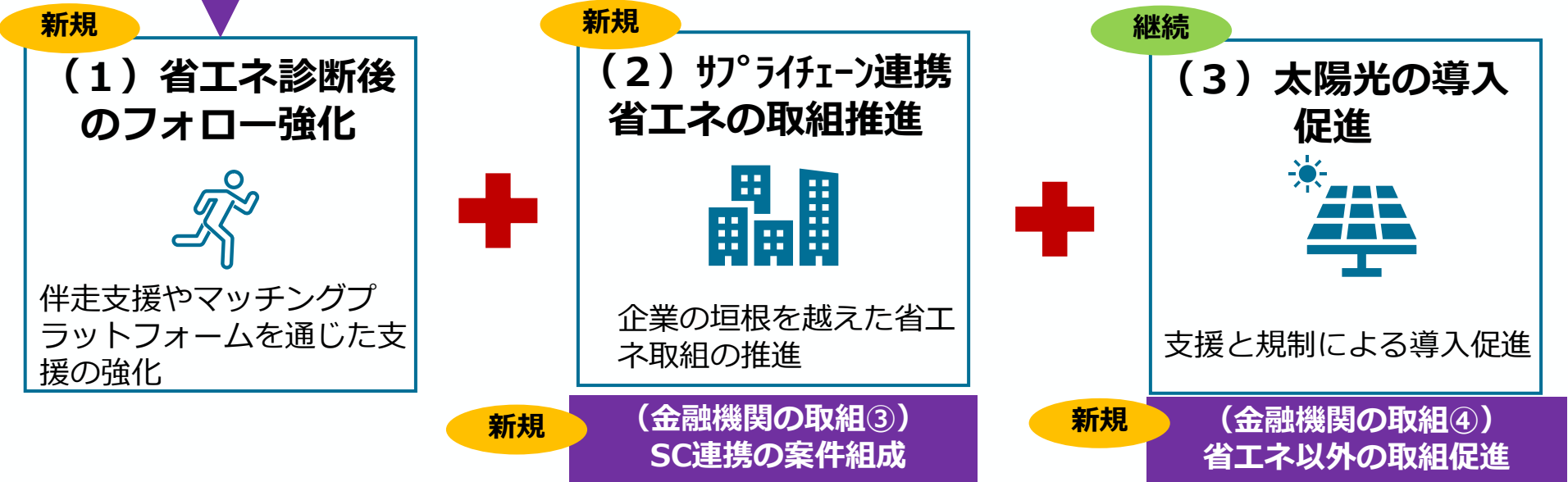
(金融機関の取組①) 省エネ診断数の更なる紹介

継続

(金融機関の取組②) 省エネ診断後のフォロー

新規

## 2. 中小企業の支援強化



1. 省エネ・非化石転換の最近の動向

2. 強靱なエネルギー需給構造を目指した取組

<事業者関連>

- 支援と規制の一体的な取組
  - ①エネルギーの使用の合理化
  - ②非化石エネルギーへの転換
- 気づきを与える取組

<家庭関連>

- 給湯機、エアコン、自動車、建築物省エネ法

# 高効率給湯器等の導入拡大（支援的措置）

- 高効率給湯器の導入支援は、令和7年度補正予算事業「給湯省エネ2026事業」で4年目。支援台数は年々増加し、昨年度の2025事業により約44万台の導入を支援。
- 既存賃貸集合住宅向けへの小型の省エネ型給湯器の取替支援は、令和7年度補正予算事業「賃貸集合給湯省エネ2026事業」で3年目。支援台数は年々増加し、2025事業により約3.9万台の導入を支援。
- 引き続き、支援対象の重点化等を行いつつ、周知の徹底等により普及台数の拡充を図る。

## 給湯省エネ事業

概要：高効率給湯器の導入費用を補助

実績：2023事業:10.9万台、2024事業:41.9万台、  
2025事業:44.3万台、

想定：2026事業:50万台 ※6/16時点で13.9万台申請

⇒更なる導入台数・省エネ効果の増大を目的に、従来型給湯器から高効率給湯器への取替に対して、重点的に支援を講じるなど支援の強化を検討。

### ■高効率給湯器（補助対象）

ヒートポンプ給湯機  
（エコキュート）



出所) 三菱電機株式会社

ハイブリッド給湯機



出所) リンナイ株式会社

家庭用燃料電池  
（エネファーム）



出所) 株式会社アイシン

## 賃貸集合給湯省エネ事業

概要：高効率給湯器の導入が困難な既存賃貸集合住宅へのエコジョーズ等の取替費用を補助

実績：2024事業:1.7万台、2025事業:3.9万台、  
想定：2026事業:4.5万台 ※6/16時点で0.5万台申請

⇒今後は、更なる導入台数の増加を目的に、加算対象工事の見直し等を含めて対策を検討。

### ■小型の省エネ型給湯器（補助対象）

エコジョーズ



出所：株式会社ノーリツ

# 【報告】高効率給湯器等の導入拡大（規制的措置）

- 2025年4月14日開催のガス・石油機器判断基準ワーキンググループにおいて、2028年度を目標年度とするガス温水機器の次期省エネ基準についてとりまとめ。2026年4月1日に施行済み。
- 2026年5月22日開催の家庭用温水機器判断基準ワーキンググループにおいて、2034年度を目標年度とする、温水機器横断で化石エネルギー消費量の削減を促す省エネ・非化石転換措置についてとりまとめ。2026年度内に告示の改正等を予定。

## ガス温水機器2028年度基準

- 対象機器
  - ✓ ガス温水機器（従来型、潜熱回収型）
- 目標年度
  - ✓ 2028年度
- 機器概要
  - ✓ 区分Ⅰ：ガス瞬間湯沸器・自然通気式
  - ✓ 区分Ⅱ：ガス瞬間湯沸器・強制通気式
  - ✓ 区分Ⅲ：ガスふろがま（※1）
  - ✓ 区分Ⅳ：ガス給湯器（給湯付きのもの）
- 目標基準値
  - ✓ 区分Ⅰ：77.6%
  - ✓ 区分Ⅱ：85.6%×構造係数（aⅡ）（※2）
  - ✓ 区分Ⅲ：89.8%×構造係数（aⅢ）（※3）
  - ✓ 区分Ⅳ：91.3%

※1：給湯付のものであって強制通気式のもの

※2：壁貫通型、壁組込型、強制給排気式、強制排気式、レンジフード一体型等の構造に基づき補正係数を設定。

※3：壁貫通型、壁組込型等の構造に基づき補正係数を設定。

### ＜目標基準値の策定方法＞

- 2022年度の出荷実績における従来型及び潜熱回収型それぞれのエネルギー消費効率のトップ値に対し、区分ごとに算出した目標年度における潜熱回収型給湯機の導入ポテンシャルを用いて2028年度省エネ基準を策定。

## 省エネ・非化石転換措置の概要

- 対象機器
  - ✓ ガス温水機器（従来型、潜熱回収型）
  - ✓ 家庭用燃料電池
  - ✓ ヒートポンプ温水機器
  - ✓ 電気ヒーター温水機器
  - ✓ ハイブリッド温水機器
- 製造事業者等の対応
  - ✓ 取組方針の策定、目標値の設定
  - ✓ 取組方針・目標値の公表（2027年度中）
- 国が示す定量目安
  - ✓ 5,605MJ/台・人
- 目標年度
  - ✓ 2034年度
- 表示
  - ✓ 化石エネルギー消費量をベースとしつつも、状況に応じた表示を継続的に検討

### ＜制度のスキーム＞

#### ①国：事業者の目標設定に向けた目安を提示

- 需要特性により高効率給湯器の導入可能性が異なるため、需要特性を踏まえて**定性的な目安**を提示する。
- 定性的な目安をもとに、**定量的な目安**を提示する（5,605MJ/台・人）。

#### ④国：事業者の達成状況を判定

- 製造事業者が設定した目標基準値に、目標年度の実績値が達成しているかを判定する。

#### ②事業者：取組方針・目標値の設定・公表

- 定性的な目安を踏まえ、**製品出荷に関する取組方針**を策定する。
- 定量的な目安及び自ら策定した取組方針を踏まえ、**目標基準値の設定**を行う。**取組方針及び目標基準値の公表**を行う。

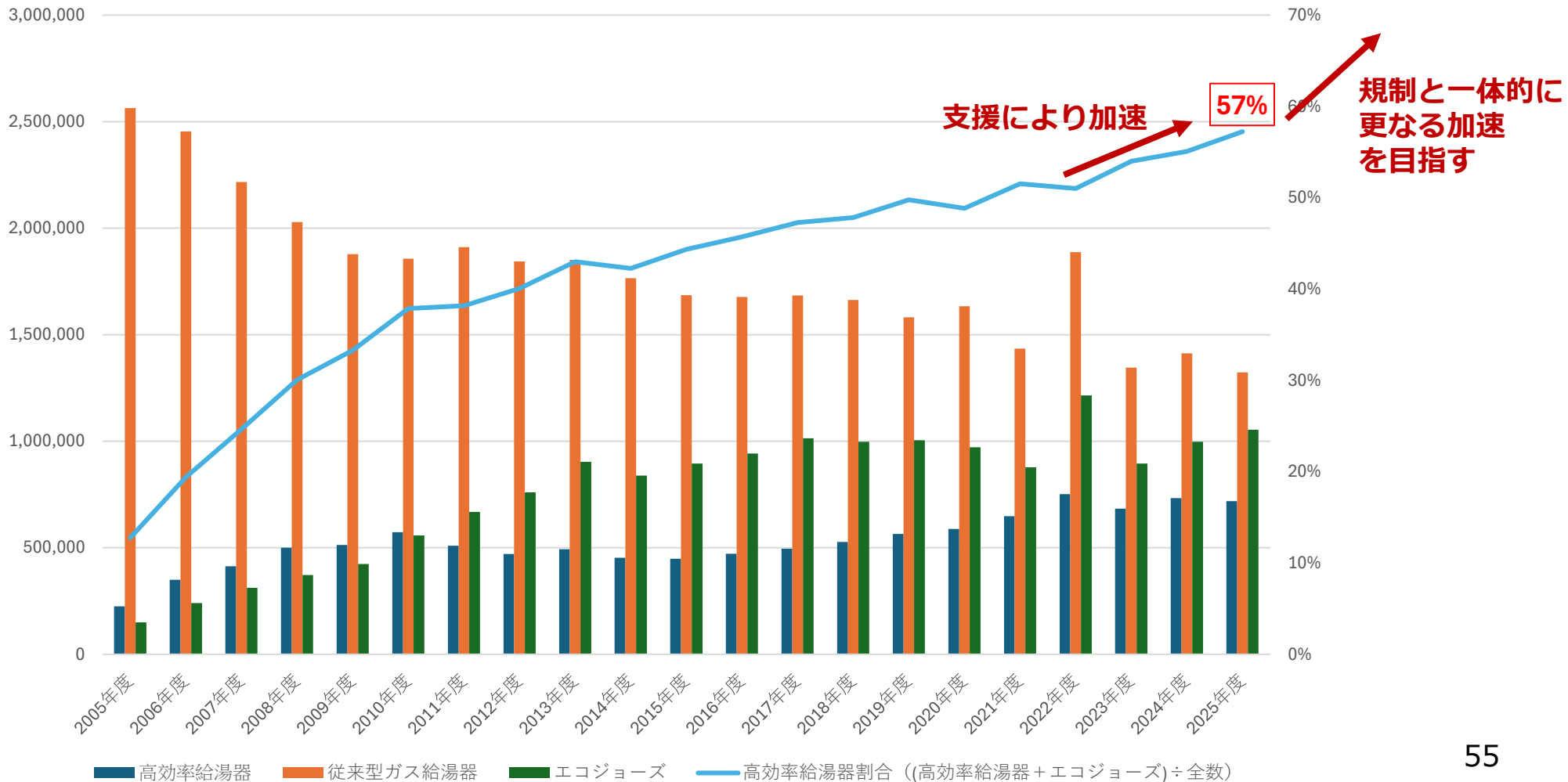
#### ③事業者：達成状況等を国に報告

- 目標年度に、事業者は自ら設定した目標基準値に対する達成状況等を、国に報告する。

# (参考) 高効率給湯器導入の推移

- 支援的措置・規制的措置の一体的な取組の効果もあり、給湯器市場に占める高効率給湯器の年間出荷台数の割合は上昇傾向。

※高効率給湯器：エコキュート、ハイブリッド給湯機、エネファーム、エコジョーズ



# 【報告】 家庭用エアコンの2027年度省エネ基準

- 家庭用エアコン（壁掛型）の省エネ基準については、2027年度が目標年度。製造事業者へのヒアリングを実施した結果、2027年度基準の達成に向けた製品開発等が着実に進められていることを確認。
- 一方、2027年度を迎える中、トップランナー制度の内容について正しく理解されていないと思われるケースが存在。この状況を踏まえ、消費者等に対して正確な情報提供をするべく、資源エネルギー庁HPにおける特設サイト（エネこれ）や、X（エックス）の経済産業省公式アカウントでの周知を実施。

## 製造事業者へのヒアリング結果

- 普及機（付加機能少ないスタンダード機種）も含め、目標基準値を満たす製品開発が進捗。
- ①既に新基準を満たす普及機の販売を開始した、または②今後、製品の出荷を計画中（製造事業者による）。  
※市場の約40%を占める2.2kW機を中心にヒアリングを実施（2025年12月～26年1月）。

## 正しく理解していない例

- 法令上の事実誤認
  - ✗ 2027年度以降、製造事業者等は基準を満たさない製品の製造・出荷ができなくなる。
  - ✗ 2027年度以降、家庭において、現在使用しているエアコンは使用できなくなる。
- 不確実性のある価格情報等
  - ? 2027年度基準のみの影響により、大幅にエアコンの販売価格が上昇する。  
→達成品と未達成品の販売価格の比較において、異なる出力帯製品での比較や異なる付加機能搭載製品での比較等、適切ではない価格比較をしているケースがある。

## 周知活動の例

- 資源エネルギー庁HP等における情報提供（エネこれ・経産省X）
  - ✓ 家庭用エアコンの2027年度基準に関し、問い合わせや一部報道等で見られる正しく理解できていない事項等について、QandA方式で解説。
    - 基準値を満たさない製品製造・出荷を禁止するものではない。
    - 現在家庭で使用しているエアコンを買い替える必要はない。
  - ✓ エアコン購入の際は、本体価格だけではなく、省エネ性能向上によるメリットも考慮していただく旨の周知を実施。
- 家電量販店の業界団体等への周知
  - ✓ 上記の内容を業界団体へ共有し、制度の正しい理解を促す。
  - ✓ 店頭等において年間目安光熱費等を示した省エネラベルの表示について、引き続き表示の徹底の協力を呼びかけ。

## 光熱費削減効果の試算の例※2,3

- ご家庭の使用条件や環境によるが以下の光熱費削減が期待。
  - ✓ 6畳用エアコン（2.2kW機）：約2,760円/年
  - ✓ 14畳用エアコン（4.0kW機）：約12,600円/年

※1:2010年度基準の目標値から2027年度基準の目標値に省エネ性能が向上するケースを想定。JISに基づく消費電力量を使用。実際には、各ご家庭の環境、使用される条件等により異なる場合がある。  
※2:電気料金単価は、令和5年～令和7年12月までの公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会が公表する電力取引報結果に基づき、各月の税込・賦課金込み単価(円/kWh)に対して、全国の低圧電灯販売電力量(MWh)を重みとして加重平均値を算出し、31.75円/kWhと設定。

# 【報告】乗用車の2020年度基準等における燃費値の換算

- 2026年3月30日開催の国交省との合同会議※において、乗用車2020年度燃費基準及び小型貨物車2022年度燃費基準における燃費値の換算についてとりまとめ。  
※：総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 自動車判断基準ワーキンググループ 交通政策審議会 陸上交通分科会 自動車部会 自動車燃費基準小委員会 合同会議
- 具体的には、2030年度燃費基準の達成に向けた取組を促すため、経済的コストや人的・時間的リソースの確保に資する、WLTCモード燃費値からJC08モード燃費値への換算式を策定。
- 換算式を「JC08モード燃費値 = 重回帰分析によって得られる定数A × WLTCモード燃費値」とし、定数Aについては、燃費の差に影響を与える車両仕様を選定し定めた。

## <車両使用に応じて決定された定数A>

| 燃料・車種        | 変速機方式  | HEV機能 | IS機能  | 定数A   |
|--------------|--------|-------|-------|-------|
| ガソリン乗用車（軽以外） | CVT    | 無     | 有     | 1.150 |
|              |        |       | 無     | 1.094 |
|              |        | M-HEV | 有     | 1.150 |
|              | S-HEV  | 無     | 有     | 1.215 |
|              |        |       | 無     | 1.122 |
|              |        | M-HEV | 有     | 1.066 |
|              | AT・DCT | 無     | 有     | 1.122 |
|              |        |       | 無     | 1.187 |
|              |        | M-HEV | 有     | 1.122 |
|              | S-HEV  | 無     | 有     | 1.187 |
|              |        |       | 無     | 1.101 |
|              |        | M-HEV | 有     | 1.045 |
| MT           | 無      | 有     | 1.101 |       |
|              |        | 無     | 1.166 |       |
|              | S-HEV  | 有     | 1.166 |       |
| 上記以外         |        |       |       | 1     |
| ガソリン乗用（軽）    | CVT    | 無     | 有     | 1.239 |
|              |        |       | 無     | 1.090 |
|              | HEV    | 無     | 有     | 1.239 |
|              |        |       | 無     | 1.165 |
|              | AT     | 無     | 有     | 1.016 |
|              |        |       | 無     | 1.165 |
|              | 上記以外   |       |       |       |

| 燃料・車種         | 変速機方式  | HEV機能 | IS機能   | 定数A   |       |
|---------------|--------|-------|--------|-------|-------|
| ディーゼル乗用車（軽以外） | AT・DCT | 無     | 有      | 1.151 |       |
|               |        |       | 無      | 1.095 |       |
|               |        | HEV   | 有      | 1.151 |       |
|               | MT     | 無     | 有      | 1.072 |       |
|               |        |       | 無      | 1.016 |       |
|               |        | HEV   | 有      | 1.072 |       |
|               | 上記以外   |       |        |       | 1     |
|               | LPG乗用車 |       |        |       | 1.154 |
|               | 小型バス   |       |        |       | 1.066 |
|               | ガソリン貨物 | 構造A   | CVT・AT | 有     | 1.213 |
| 無             |        |       |        | 1.071 |       |
| MT            |        | 有     | 1      |       |       |
|               |        | 無     | 1      |       |       |
| 上記以外          |        |       |        | 1     |       |

| 燃料      | 自動車の種別         | 変速機方式  | IS機能 | 定数A   |
|---------|----------------|--------|------|-------|
| ガソリン貨物  | 構造B<br>軽貨物     | CVT    | 有    | 1.310 |
|         |                |        | 無    | 1.267 |
|         |                | AT     | 有    | 1.263 |
|         |                |        | 無    | 1.220 |
|         |                | MT     | 有    | 1.217 |
|         |                |        | 無    | 1.174 |
| 上記以外    |                |        |      | 1     |
| ガソリン貨物  | 構造B<br>普通・小型貨物 | CVT・AT | 有    | 1.239 |
|         |                |        | 無    | 1.149 |
|         |                | MT     | 有    | 1.214 |
|         |                |        | 無    | 1.123 |
|         |                | 上記以外   |      |       |
| ディーゼル貨物 | 構造B<br>普通・小型貨物 | AT     | 有    | 1.132 |
|         |                |        | 無    | 1.132 |
|         |                | 上記以外   |      |       |

# 【報告】建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

※6月26日現在では、衆議院通過済、参議院にて審議中。

令和8年3月27日：閣議決定

## 背景・必要性



設計・施工の変革を促進  
(省エネ、低炭素建材・リサイクル材等の採用、長寿命化、ストック活用等)

《木材活用による脱炭素の例》  
ライフサイクルカーボンの比較により木造を採用することで製造時CO<sub>2</sub>排出を削減

これまででは使用段階の省エネに着目。2025年4月に省エネ基準適合を全面義務化。

省エネ・低炭素建材・設備の投資・イノベーション、日本の技術の海外展開を促進

《新技術の例》ペロブスカイト太陽電池

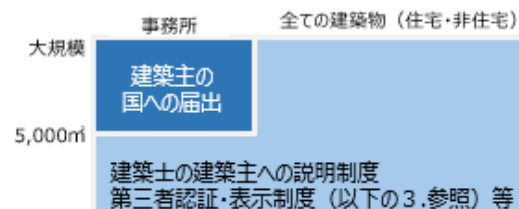
建築物のライフサイクルでの省エネ・省資源・脱炭素の取組を通じ、エネルギー安全保障にも貢献

- 資材製造から解体までのライフサイクル全体の省エネ・省資源・脱炭素の取組を評価する仕組みを創設
  - 2030年の新築ZEH・ZEB水準、2050年のストック平均ZEH・ZEB水準の目標に向けて、進展する省エネ技術に対応する仕組みを創設
- ※ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

## 法案の概要

### 1. 建築物のライフサイクルカーボン評価制度

- 建築主、建築士、建設業者、建築材料・建築設備の製造事業者等の関係者の役割を明確化
- 国が建築物ライフサイクルカーボン評価の指針（統一の算定ルール）を策定
- 一定の建築物の新築等について、建築主は、着工前の建築物ライフサイクルカーボン評価結果を国に届出



### 2-①. 先導的な省エネ技術の評価する大臣認定

➢ 先導的な省エネ技術を用いた建築物において、大臣が個別にZEH・ZEB水準適合を認定

【先導的な省エネ技術の例：自然換気システム】

自然風の風向き、外気、自然換気、オフィス、アトリウム、気象センサー

風向・風速、室内外の温度差等をセンサーで検知して窓を開閉し、自然通風を利用して空調エネルギーを削減

### 2-②. 上位住宅トップランナー制度

➢ 概ね市場の1/4を占める住宅供給事業者は、中長期計画を策定し、取組状況を毎年度報告

住宅トップランナー（上位1/2を占める事業者） 上位住宅トップランナー（上位1/4を占める事業者）

### 3. 建築物の環境性能の第三者認証・表示制度

- 建築主等は、建築物のライフサイクルカーボン評価結果及び省エネ性能について、登録機関による第三者認証を受け、標章を表示することができることとし、紛らわしい表示を禁止

### 4. その他

- 法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」とする等の措置を講じる